

鹿児島県地域福祉支援計画



平成31年 3月

鹿児島県



ごあいさつ

我が国は、少子高齢化の進行や経済のグローバル化の進展、ライフスタイルや雇用形態の多様化など、社会のあらゆる面で大きな変革期を迎え、地域福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。

また、個人や世帯が抱える課題の複雑化や複合化により、対象者ごとに縦割りで整備された公的な支援制度では対応が困難な事例が出てきているほか、地域での人間関係の希薄化により、社会的孤立が生じている等の課題が表面化しています。

国においては、地域住民が支え合う地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現するため、小学校区等の身近な圏域で住民の方々が主体的に地域課題の解決を試みる体制づくりや、市町村における包括的な相談支援体制の整備など、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めています。

このような社会情勢の変化や国の動向等を踏まえ、鹿児島県では、市町村の地域福祉の取組を支援するため、「鹿児島県地域福祉支援計画」を策定いたしました。

本計画は、平成31年度から5年間を計画期間とし、「安心して暮らせる社会づくり」、「福祉を支える担い手づくり」、「地域福祉の推進を支援」の3本の柱のもと、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における施策を横断的・総合的に展開していくこととしています。

今後、国や市町村はもとより、関係機関・団体や地域の方々との連携を図りながら、基本理念に掲げる「誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会」の実現を目指し、各種施策を着実に推進してまいりますので、皆様の御理解・御協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たり、御尽力いただきました「鹿児島県地域福祉支援計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、御協力をいただいた多くの方々に対し、心から御礼申し上げます。

平成31年3月

鹿児島県知事 三反園 訓

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置付けと役割	3
III 計画期間及び計画の進行管理	4
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
I 人口減少と高齢化・少子化の進行	5
II 核家族化と高齢単身世帯の増加	7
III 支援が必要な人の状況	8
IV 地域福祉を支える人材等の状況	17
V 市町村の取組状況	19
VI 地域社会が抱える課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	23
I 基本理念	23
II 施策の基本方向	23
第4章 支援施策の展開	25
I 安心して暮らせる社会づくり	25
1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援	25
2 生活困窮者への支援	29
3 権利擁護の推進	31
4 福祉サービスの質の向上	34
5 福祉のまちづくりの推進	36
6 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の促進	38
7 その他の支援	39
II 福祉を支える担い手づくり	44
1 地域住民等の福祉活動への参加促進	44
2 福祉人材等の確保・育成と資質向上	47
III 地域福祉の推進を支援	51
1 市町村の地域福祉計画策定・改定支援	51
2 包括的な支援体制の構築に対する支援	52
3 県社会福祉協議会等との連携	56
《地域住民等による地域づくりの好事例》	57
【資料編】	
1 鹿児島県地域福祉支援計画における成果指標一覧	87
2 用語説明	89
3 社会福祉法（抜粋）	97
4 鹿児島県地域福祉支援計画策定委員会委員名簿	101

（※）を付した用語は、巻末に「用語説明」としてまとめました。
なお、（※）は、本文で最初に記載されている箇所に付してあります。

第1章 計画の策定に当たって

I 計画策定の趣旨

- 本県では、これまで、「鹿児島すこやか長寿プラン2018(鹿児島県高齢者保健福祉計画)」、「鹿児島県障害者計画」、「かごしま子ども未来プラン2015(鹿児島県次世代育成支援対策行動計画)」等の各分野の個別計画に基づき、各種施策の総合的な推進に積極的に取り組んできました。
- しかし、近年、少子高齢化の更なる進行や家族形態の変化による家族での支え合いの機能の低下、また、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能が低下が進行しています。
- また、公的な支援制度が対象としていない身近な生活課題への支援の必要性の高まりや「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題、さらに様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯もあり、対象者別・機能別に整備された公的な支援制度では、対応が困難なケースも見られるようになっていきます。
- こうした中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会^(※)」の実現に向けた改革を進めることとし、社会福祉法の改正(平成30(2018)年4月施行)などを行ったところです。
- 県においては、このような状況を踏まえ、市町村の地域福祉の取組を支援するため、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を定めた「鹿児島県地域福祉支援計画」を策定します。

＜社会福祉法の一部改正について＞

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念及びこの理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制を構築する役割を担うことを明確にするとともに、地域福祉計画を福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけるための社会福祉法の一部改正を盛り込んだ「地域包括ケア[※]システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成29(2017)年6月2日に公布され、平成30(2018)年4月1日から施行されました。

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

- 1 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
 - 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。
- 2 この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定
 - 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制
- 3 地域福祉支援計画の充実
 - 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様）。

Ⅱ 計画の位置付けと役割

1 社会福祉法の規定に基づく計画

社会福祉法第108条の規定に基づき、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める計画です。

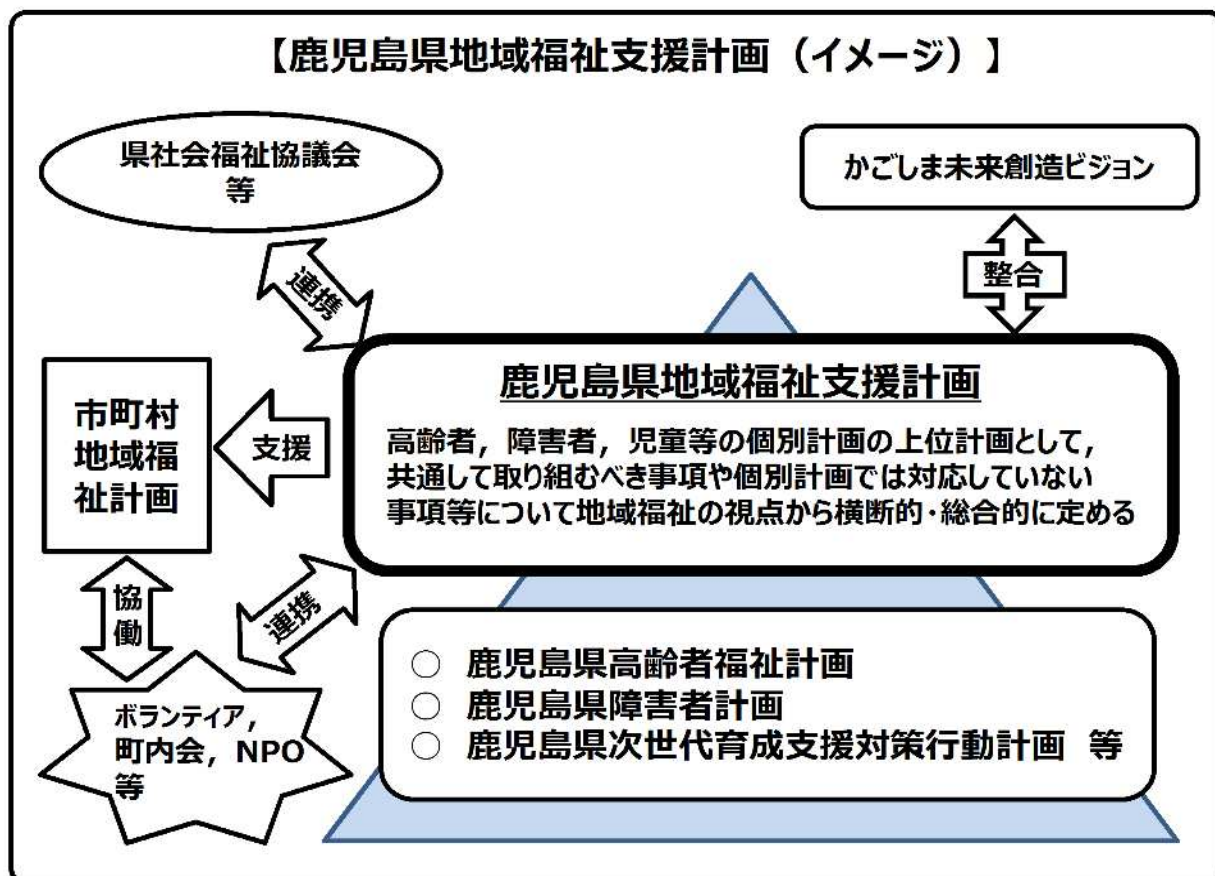
2 県政ビジョンとの整合

「かごしま未来創造ビジョン」（平成30(2018)年3月策定)を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて取り組むための施策の方向性等を取りまとめたものです。

3 福祉に関する各種計画の上位計画

この計画は、「高齢者保健福祉計画」、「障害者計画」、「次世代育成支援対策行動計画」などの個別計画の上位計画として、共通して取り組むべき事項や個別計画では対応していない事項等について、地域福祉の視点から横断的・総合的に定めるものです。

なお、この計画は、地域福祉推進の方向性等を示すこととしており、各分野ごとの施策は、それぞれの計画に基づき進めていくこととします。



Ⅲ 計画期間及び計画の進行管理

2019年度から2023年度までの5年間とします。

○ 県では、この計画に基づいて、各市町村の地域福祉の推進状況を確認しながら、関係団体等と連携を図り、着実な地域福祉の推進を図ります。

○ 計画に掲げた支援方針に基づき実施された施策の評価を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、施策の実施状況や国の施策動向など状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

【計画推進の評価・検証】

計画に基づいた地域福祉推進の取組等を評価・検証するため、毎年度以下の作業を行い、県社会福祉審議会に報告・検証していただき、今後の地域福祉の推進に向けた施策等への反映や計画の見直しにつなげていきます。

- (1) 計画に記載の「成果指標」の実績値の点検
- (2) 各項目ごとの当面の取組である「県の主な取組・支援等」の取組状況の確認
- (3) 社会福祉制度等に関する動向の把握

【計画期間等】

	H30年度 (2018)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
鹿児島 県地域 福祉支 援計画		計画期間				
	策定		必要に応じて見直し			改定

第2章 地域福祉を取り巻く現状

I 人口減少と高齢化・少子化の進行

○ 本県の人口の推移

昭和30年に204万人を超えた本県人口は、高度成長期を通じて減少を続け、昭和47年には、170万人まで落ち込みました。その後増加に転じ、昭和60年には182万人まで回復しましたが、翌年には再びマイナスに転じ、その後は減少傾向が続いています。

人口減少の要因は、少子高齢化の進展による自然減の進行、若年層の就職・進学による県外への転出がその主なものとなっています。

(単位:人,%)

区分 年	総人口	自然動態			社会動態 ほか	純増減	対前年 伸び率	指数 昭30年=100
		出生	死亡	増減				
昭 30	2,044,112	49,861	16,892	32,969	△ 11,487	21,482	1.10	100.0
35	1,963,104	36,607	15,984	20,623	△ 44,682	△ 24,059	△ 1.20	96.0
40	1,853,541	28,022	15,727	12,295	△ 34,939	△ 22,644	△ 1.20	90.7
45	1,729,150	24,180	16,060	8,120	△ 41,263	△ 33,143	△ 1.88	84.6
47	1,705,008	24,229	14,819	9,410	△ 14,074	△ 4,664	△ 0.27	83.4
50	1,723,902	24,390	15,153	9,237	460	9,697	0.57	84.3
55	1,784,623	24,852	15,537	9,315	1,918	11,233	0.63	87.3
60	1,819,270	23,393	14,996	8,397	△ 2,282	6,115	0.34	89.0
平 2	1,797,824	19,189	15,834	3,355	△ 11,415	△ 8,060	△ 0.45	88.0
7	1,794,224	17,246	17,238	8	2,775	2,783	0.16	87.8
8	1,793,705	16,591	16,565	26	△ 545	△ 519	△ 0.03	87.7
9	1,793,010	16,710	16,468	242	△ 937	△ 695	△ 0.04	87.7
10	1,790,360	16,402	16,639	△ 237	△ 2,413	△ 2,650	△ 0.15	87.6
11	1,787,421	15,782	17,963	△ 2,181	△ 758	△ 2,939	△ 0.16	87.4
12	1,786,194	16,073	17,087	△ 1,014	△ 213	△ 1,227	△ 0.07	87.4
13	1,781,393	15,930	17,245	△ 1,315	△ 3,486	△ 4,801	△ 0.27	87.1
14	1,775,833	16,045	17,360	△ 1,315	△ 4,245	△ 5,560	△ 0.31	86.9
15	1,769,652	15,550	18,071	△ 2,521	△ 3,660	△ 6,181	△ 0.35	86.6
16	1,762,461	15,136	18,006	△ 2,870	△ 4,321	△ 7,191	△ 0.41	86.2
17	1,753,179	15,049	18,791	△ 3,742	△ 5,540	△ 9,282	△ 0.53	85.8
18	1,743,484	14,971	18,886	△ 3,915	△ 5,780	△ 9,695	△ 0.55	85.3
19	1,732,568	15,089	19,265	△ 4,176	△ 6,740	△ 10,916	△ 0.63	84.8
20	1,721,227	15,400	19,845	△ 4,445	△ 6,896	△ 11,341	△ 0.65	84.2
21	1,712,950	15,099	19,710	△ 4,611	△ 3,666	△ 8,277	△ 0.48	83.8
22	1,706,242	15,218	19,789	△ 4,571	△ 2,137	△ 6,708	△ 0.39	83.5
23	1,696,815	15,285	21,256	△ 5,971	△ 3,456	△ 9,427	△ 0.55	83.0
24	1,685,820	14,954	20,911	△ 5,957	△ 5,038	△ 10,995	△ 0.65	82.5
25	1,674,781	14,837	21,185	△ 6,348	△ 4,691	△ 11,039	△ 0.65	81.9
26	1,661,725	14,219	21,560	△ 7,341	△ 5,715	△ 13,056	△ 0.78	81.3
27	1,648,177	14,312	21,640	△ 7,328	△ 6,220	△ 13,548	△ 0.82	80.6
28	1,637,272	13,847	21,322	△ 7,475	△ 3,430	△ 10,905	△ 0.66	80.1
29	1,625,434	13,336	21,661	△ 8,325	△ 3,513	△ 11,838	△ 0.72	79.5
30	1,613,969	13,091	21,968	△ 8,877	△ 2,588	△ 11,465	△ 0.71	79.0

資料:総人口は、毎年10月1日現在で、昭和30、35、40、45、50、55、60、平成2、7、12、17、22、27年は国勢調査確報結果による。また、中間年のうち、昭和47年及び平成8年以降は県毎月推計人口による。

(注) 1 「自然動態」は前年10月1日から当該年9月30日までの合計値。ただし、平成7年以前は日本人のみの数値

2 「社会動態ほか」は、「純増減」から「自然動態」を差し引いたもので、「社会動態」のほか「補正人口」及び平成7年以前は「外国人の自然動態・社会動態」も含まれている。

○ 出生数等の推移

出生数は年々減少傾向にあり、平成29年は13,209人で前年より479人減少しています。人口千人当たり出生数（出生率）も年々低下し、平成29年は8.2となりましたが、全国に比べると高くなっています。

また、1人の女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は1.69で、前年より0.01ポイント増加し、全国に比べ高くなっています。

（単位：人）

区分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	本県	14,637	14,236	14,125	13,688	13,209
出生率	本県	8.7	8.6	8.6	8.4	8.2
	全国	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6
合計特殊出生率	本県	1.63	1.62	1.70	1.68	1.69
	全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

※ 当表の出生数は1月1日から12月31日までの合計値であり、4ページの出生（前年10月1日から当該年9月30日までの合計値）とは数値が異なっている。資料：人口動態統計

○ 本県の年齢区分別人口の推移

65歳以上の人口の総人口に占める割合（高齢化率）は、平成27年で29.4パーセントとなっています。

また、総人口は2025年には平成27年より137千人減少し、約151万人と推計されています。年齢別に見ると、65歳未満人口は171千人減少し、980千人となる一方、65歳以上人口は531千人となることが見込まれています。

（単位：人、%）

区分	総人口	0～14歳人口 (構成比)	15～64歳人口 (構成比)	65歳以上人口 (構成比)	(再掲)	
					40歳以上人口 (構成比)	75歳以上人口 (構成比)
平成12年 (2000年)	1,786,194	280,717 (15.7)	1,101,401 (61.7)	403,239 (22.6)	995,072 (55.7)	177,207 (9.9)
平成17年 (2005年)	1,753,179	252,285 (14.4)	1,065,960 (60.8)	434,559 (24.8)	1,019,752 (58.2)	220,033 (12.6)
平成22年 (2010年)	1,706,242	233,379 (13.7)	1,016,150 (59.8)	449,692 (26.5)	1,024,399 (60.3)	252,171 (14.8)
平成27年 (2015年)	1,648,177	220,751 (13.5)	929,758 (57.0)	479,734 (29.4)	1,019,364 (62.5)	262,405 (16.1)
2020年	1,583,263	210,039 (13.3)	854,859 (54.0)	518,365 (32.7)	1,023,451 (64.6)	269,702 (17.0)
2025年	1,510,970	195,052 (12.9)	784,686 (51.9)	531,232 (35.2)	1,004,085 (66.5)	295,306 (19.5)

(注1) 総人口には「年齢不詳を含む」

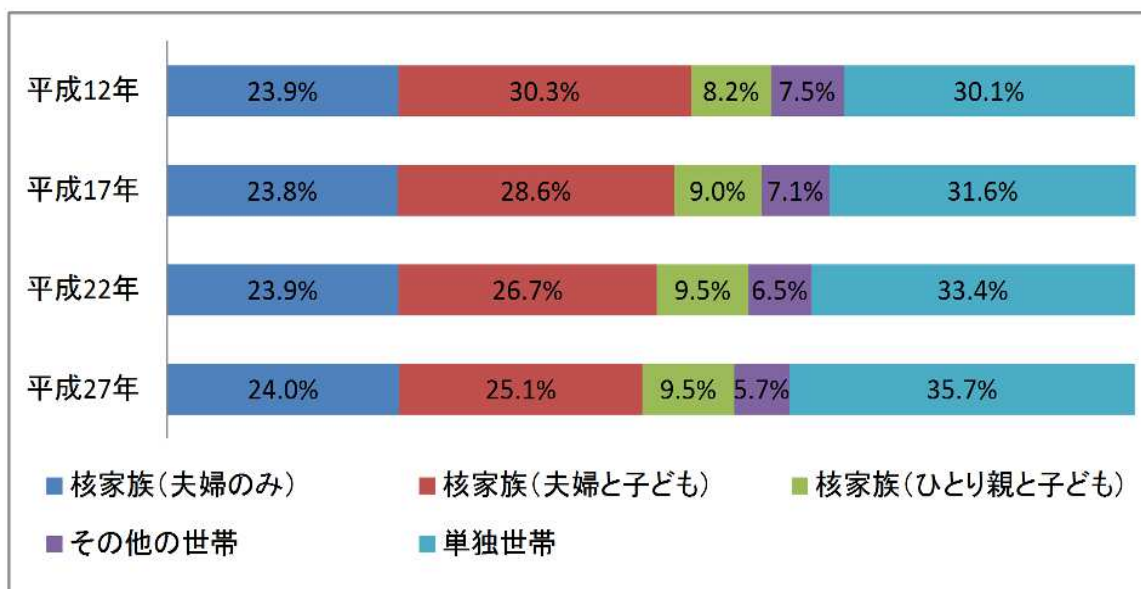
(注2) () 書は総人口に対する割合

(注3) 平成27年までは総務省統計局「国勢調査」、平成32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

Ⅱ 核家族化と高齢単身世帯の増加

○ 本県の核家族化の状況

核家族（夫婦と子ども）世帯は減少傾向にあります。平成27年の単身世帯は、一般世帯の35.7パーセントを占め、前回調査に比べ2.3ポイント増加しています。



資料：国勢調査

○ 本県の世帯構成の推移

平成27年の本県の一般世帯数は722,372世帯で、平成22年と比べると4,901世帯（0.7パーセント）減少しています。65歳以上の高齢親族のいる世帯は311,133世帯で、一般世帯の43.1パーセントとなっています。このうち高齢単身世帯は、110,741世帯で15.3パーセントとなっており、全国第2位となっています。

区分	平成12年		平成17年		平成22年(a)		平成27年(b)		(b)-(a)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	増減率(%)
高齢親族のいない世帯	442,829	62.0%	436,780	60.4%	432,839	59.5%	411,239	56.9%	△ 21,600	△ 5.0
高齢親族のいる世帯	271,584	38.0%	286,157	39.6%	294,434	40.5%	311,133	43.1%	16,699	6.3
高齢単身世帯	88,542	12.4%	96,567	13.4%	102,443	14.1%	110,741	15.3%	8,298	8.1
男性	15,719	17.8%	19,275	20.0%	23,153	22.6%	30,237	27.3%	7,084	30.6
女性	72,823	82.2%	77,292	80.0%	79,290	77.4%	80,504	72.7%	1,214	1.5
高齢夫婦世帯	90,467	12.7%	94,873	13.1%	95,610	13.1%	100,929	14.0%	5,319	5.6
その他	92,575	13.0%	94,717	13.1%	96,381	13.3%	99,463	13.8%	3,082	3.2
一般世帯	714,413	100.0%	722,937	100.0%	727,273	100.0%	722,372	100.0%	△ 4,901	△ 0.7

※ 男性・女性欄の割合は、高齢単身世帯に占める割合

資料：国勢調査

Ⅲ 支援が必要な人の状況

○ 本県の要介護（要支援）認定者数・認定率の推移

要介護認定者は年々増加し、平成28年度末現在の第1号被保険者（65歳以上の方）における認定者数は、98,414人であり、介護保険制度が始まった平成12年度末と比べると約1.6倍になっています。



○ 介護給付費（年額）

第1号被保険者1人当たりの介護サービス給付額については、居宅サービスが全国平均より低くなっていますが、地域密着型サービスと施設サービスが全国平均を大きく上回っており、総額としても全国平均より高くなっています。

年度	第1号被保険者数(人)	1人当たり給付額総額(千円)	居宅サービス		地域密着型サービス費		施設サービス費	
			給付費(千円)	1人当たり給付費(円)	給付費(千円)	1人当たり給付費(円)	給付費(千円)	1人当たり給付費(円)
平成12年度	409,122	189	27,189,953	66,459			50,292,502	122,928
平成18年度	443,052	231	42,951,800	96,945	10,847,701	24,484	48,637,862	109,779
平成24年度	459,823	284	57,747,788	125,587	21,155,970	46,009	51,472,077	111,939
平成28年度	495,400	284	57,592,717	116,255	32,969,239	66,551	50,298,752	101,532
(参考)全国平成28年度	34,404,995	252	4,451,408,464	129,383	1,364,625,771	39,664	2,855,646,776	83,001

(注1) 第1号被保険者数は各年度末時点

資料：介護保険事業状況報告

(注2) 給付費は各年3月～翌年2月サービス分(平成12年度は4月からの11か月分)

○ 年齢別の身体障害者手帳交付状況

平成28年度末の身体障害者手帳所持者数は、96,239人で、平成23年度末における106,275人と比較して減少しています。

また、平成28年度末において人口に占める割合は、5.9パーセントとなっています。

	平成18年度末		平成23年度末		平成28年度末		
	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	H23比 (%)
18歳未満	1,495	0.5	1,487	0.5	1,437	0.5	96.6
18歳～64歳	28,432	2.9	28,297	2.9	22,571	2.6	79.8
65歳以上	72,206	16.4	76,491	17.0	72,231	14.8	94.4
合計	102,133	5.9	106,275	6.3	96,239	5.9	90.6

※人口は、各年度10月1日時点の「県年齢別推計人口及び人口動態」より

○ 年齢別の療育手帳交付状況

平成28年度末の療育手帳所持者数は、18,829人で、平成23年度末の16,224人より16.1パーセント増加しています。

また、平成28年度末において人口に占める割合は、1.2パーセントとなっています。

	平成18年度末		平成23年度末		平成28年度末		
	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	(人)	人口比 (%)	H23比 (%)
18歳未満	2,519	0.8	3,031	1.1	3,489	1.3	115.1
18歳～64歳	10,082	1.0	11,209	1.2	12,478	1.4	111.3
65歳以上	1,686	0.4	1,984	0.4	2,862	0.6	144.3
合計	14,287	0.8	16,224	1.0	18,829	1.2	116.1

○ 年齢別の精神障害者保健福祉手帳交付状況

平成28年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、11,830人となっています。

また、平成28年度末において人口に占める割合は、0.7パーセントとなっています。

	平成18年度末		平成23年度末		平成28年度末	
	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)
18歳未満					108	0.9
18歳～64歳					9,239	78.1
65歳以上					2,483	21.0
合計	8,627	100.0	8,957	100.0	11,830	100.0

※平成24年度から年齢区分の集計開始

○ 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用者は、サービス別では、生活介護の利用者が最も多く、次に就労継続支援（B型）となっています。居宅介護サービスの利用者は、年々増加しています。

(単位:人)

種類		利用人数				
		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
訪問系	居宅介護	2,017	2,124	2,278	2,375	2,487
	重度訪問介護					
	同行援護					
	行動援護					
	重度障害者等包括支援					
日常生活系	生活介護	4,930	5,089	5,213	5,295	5,382
	自立訓練(機能訓練)	58	51	37	32	30
	自立訓練(生活訓練)	473	425	354	339	285
	就労移行支援	432	424	419	418	470
	就労継続支援(A型)	615	790	1,049	1,268	1,401
	就労継続支援(B型)	3,542	3,902	4,580	5,019	5,243
	療養介護	463	458	461	462	456
	短期入所(福祉型)	614	649	659	664	706
	短期入所(医療型)			26	38	52
居住系	共同生活援助	1,632	1,745	1,901	1,999	2,109

※平成29年度実績は、平成29年4月から9月までの実績

※平成25・26年度の「短期入所(福祉型)」については、「短期入所(医療型)」を含む。

居宅介護サービス利用者数の推移

(単位:人)

区分	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4
利用者数	1,524	1,634	1,755	1,859	1,925

※各月における1か月当たりの利用者数

○ 母子・父子世帯の世帯数の推移

平成27年の母子世帯数は、13,746世帯で一般世帯の1.9パーセント（平成22年と同率）、平成27年の父子世帯数は、1,641世帯で一般世帯の0.2パーセント（平成22年と同率）となっています。

年次	母子世帯			父子世帯			(参考)一般世帯	
	世帯数 (世帯)	一般世帯 に占める 割合(%)	世帯人 員(人)	世帯数 (世帯)	一般世帯 に占める 割合(%)	世帯人 員(人)	世帯数 (世帯)	世帯人 員(人)
平成7年	10,385	1.5	28,122	1,825	0.3	4,843	687,021	1,746,548
平成12年	11,720	1.6	31,703	1,949	0.3	5,112	714,413	1,734,506
平成17年	13,301	1.8	36,071	1,950	0.3	5,145	722,937	1,697,019
平成22年	13,942	1.9	37,336	1,689	0.2	4,393	727,273	1,648,916
平成27年	13,746	1.9	36,780	1,641	0.2	4,230	722,372	1,587,166

※ 一般世帯の世帯人員に施設等の世帯の人員は含まれない。

資料:国勢調査

○ 高齢者虐待の状況

平成29年度の家庭内虐待に関する市町村高齢者虐待対応窓口への相談・通報件数は237件で、市町村が虐待と判断した件数は122件です。施設内での虐待の相談・通報件数は12件で、市町村が虐待と判断した件数は1件です。

(単位:件)

調査対象 年度	家庭内虐待		施設内虐待	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
平成25年度	232	132	15	1
平成26年度	198	106	9	1
平成27年度	251	164	25	7
平成28年度	255	148	26	1
平成29年度	237	122	12	1

○ 障害者虐待の状況

障害者虐待の通報・届出窓口である県障害者権利擁護センター^(※)や市町村障害者虐待防止センター^(※)に寄せられた平成29年度の障害者虐待通報・届出件数は78件で、認定件数は17件となっています。

(単位:件)

区分	通報・届出件数	認定件数
平成25年度	115	27
平成26年度	132	25
平成27年度	108	26
平成28年度	92	15
平成29年度	78	17

○ 児童虐待認定件数（児童相談所及び市町村の合計）の推移

児童虐待の通告受理機関である児童相談所や市町村の平成29年度の通告件数は1,651件で、認定件数は1,148件となっています。児童虐待は、核家族化や地域の連帯意識の低下等といった社会環境の変化に加え、虐待に対する認識の浸透等により、通告、認定ともに件数は増加しています。

(単位:件)

区分	児童虐待通告件数	児童虐待認定件数
平成25年度	689	452
平成26年度	782	530
平成27年度	1,001	588
平成28年度	1,115	735
平成29年度	1,651	1,148

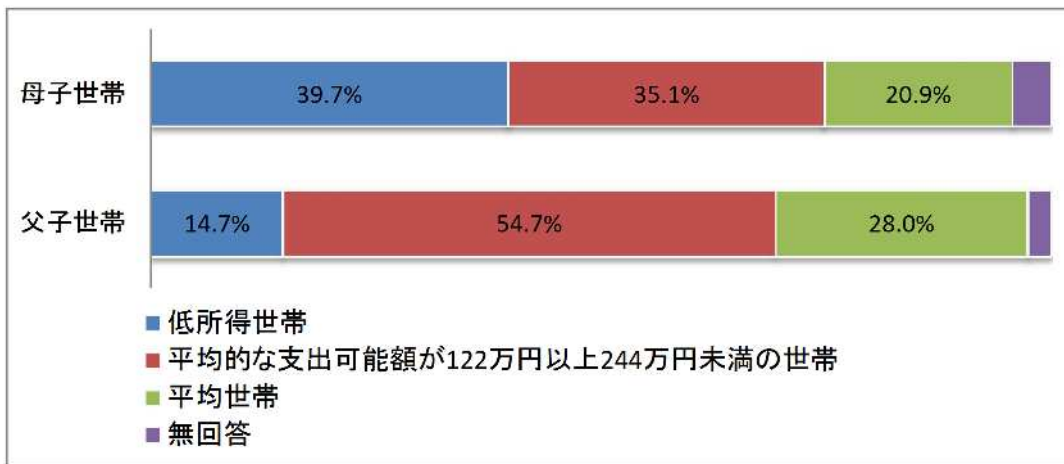
○ かごしま子ども調査の結果から（平成29年1月実施）

ひとり親世帯，特に母子世帯は所得が低い傾向にあります。

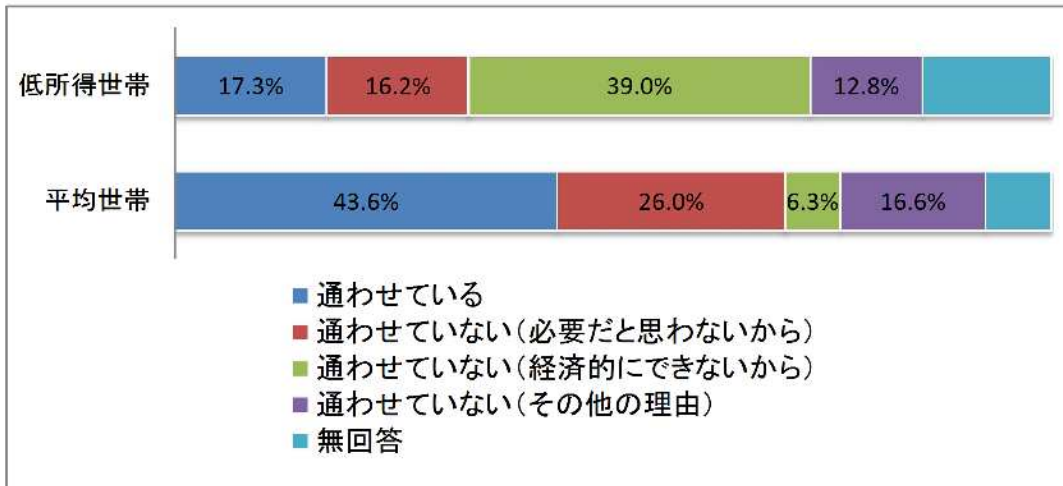
また，低所得世帯ほど，子どもの学習意欲に応えられず，医療機関の受診をためらう傾向があります。

低所得世帯：平均的な支出可能額が122万円未満の世帯
 平均世帯：平均的な支出可能額が244万円以上の世帯
 「平均的な支出可能額」＝世帯の所得を世帯人数で割って調整したもの
 平成25年国民生活基礎調査における中央値は244万円

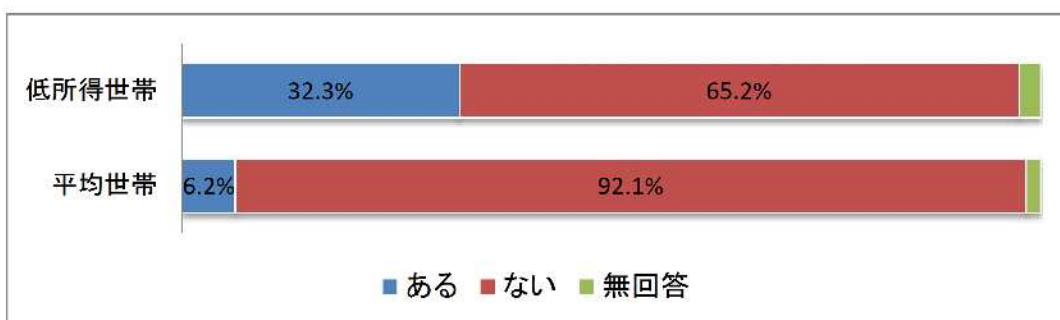
■ 保護者の所得状況はどうなっていますか？



■ お子さんは学習塾などに通っていますか？



■ 経済的な理由で子どもの医療機関の受診をためらったことがありますか？



○ 生活困窮者自立支援制度^(※)における相談支援状況

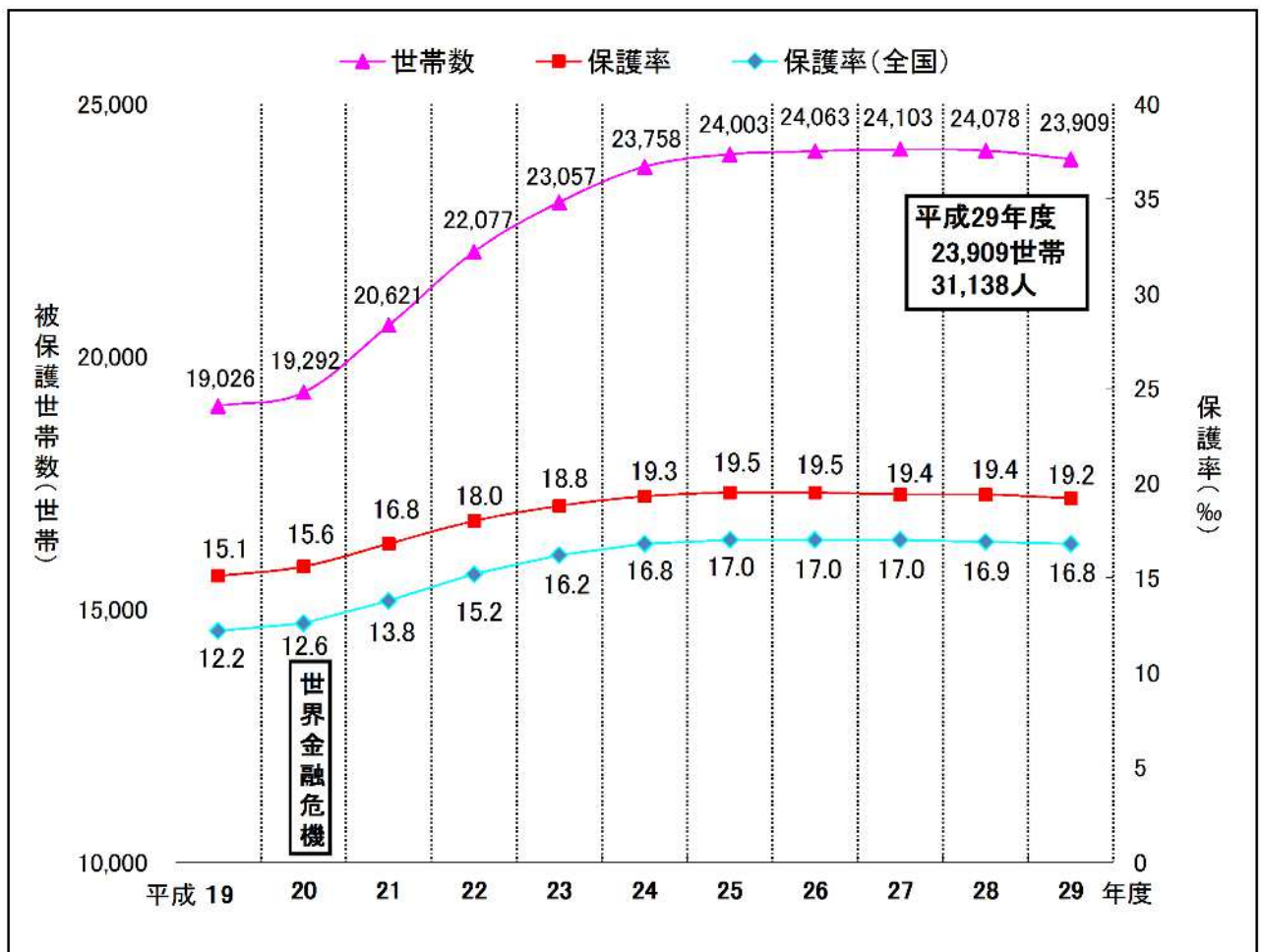
平成29年度の県内の生活困窮者の自立のためのプラン（本人の目指す姿（目標）や本人が取り組むこと、支援内容などについてまとめたもの。）作成の10万人当たりの月平均件数は、全国平均を下回っています。

区分		新規相談受付件数	プラン作成件数
平成28年度	県	13.7	2.2
	全国	14.5	4.3
平成29年度	県	16.7	3.5
	全国	14.9	4.6

※人口10万人当たり

○ 生活保護受給世帯数等の年次推移

平成29年度平均の生活保護受給者は23,909世帯、31,138人となっており、年度平均保護率は、平成25年度以降ほぼ横ばいで推移しています。



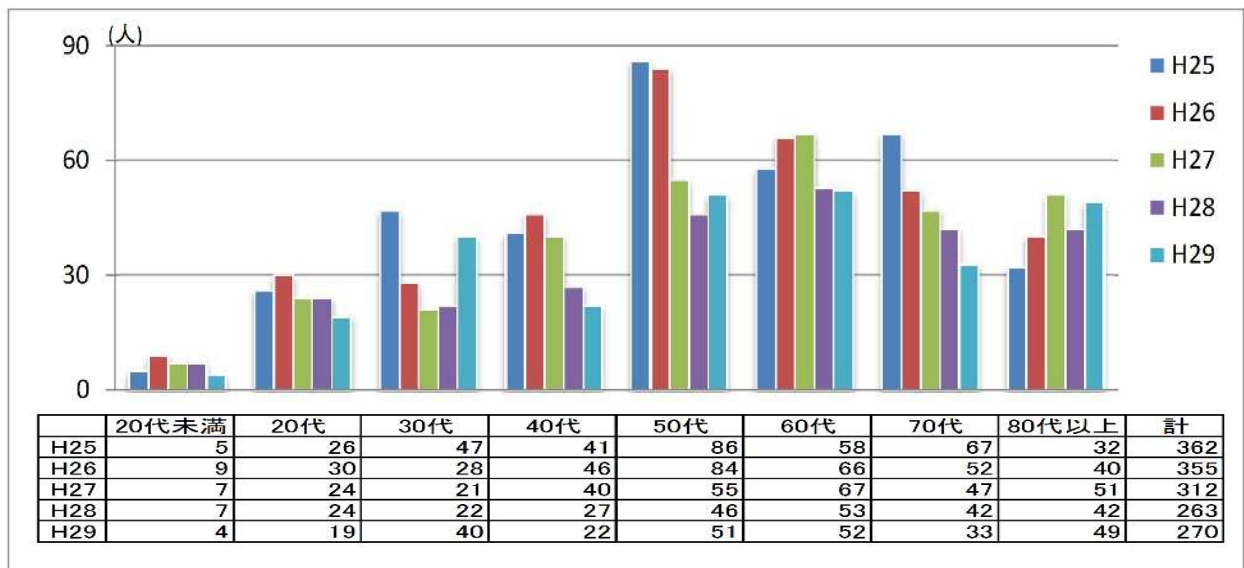
○ 福祉サービスにおける苦情・相談の受付状況

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を図る福祉サービス運営適正化委員会^(※)(県社会福祉協議会)に寄せられた苦情は、平成29年度は78件、相談・問合せ受付件数は33件で、合計111件の苦情・相談を受け付けています。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
苦情受付件数	35	47	50	91	78
相談・問合せ受付件数	79	55	41	44	33
合計	114	102	91	135	111

○ 自殺者数の推移（年齢階級別）

平成29年の年齢階級別自殺者数によると、自殺者数は60代が最も多く、次いで50代、80代以上、30代となっています。平成25年から29年の年齢階級別自殺者数は、40代、70代では減少しているものの、20代以下の若者や60代、80代以上は横ばいで推移しています。



○ 権利擁護サービス（福祉サービス利用支援事業^(※)）の利用状況の推移

判断能力が不十分な高齢者や障害者等に日常的な金銭管理のサービスを提供する福祉サービスの実利用者数は、平成29年度末累計で1,132件となっています。相談・問い合わせ件数は、平成26年度以降15,000件を超えており、ニーズが高まっています。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実利用者件数(累計)	817	885	949	1,038	1,132
相談・問い合わせ件数	13,845	15,398	17,902	18,234	15,769

○ 成年後見制度^(※)の申立件数の推移

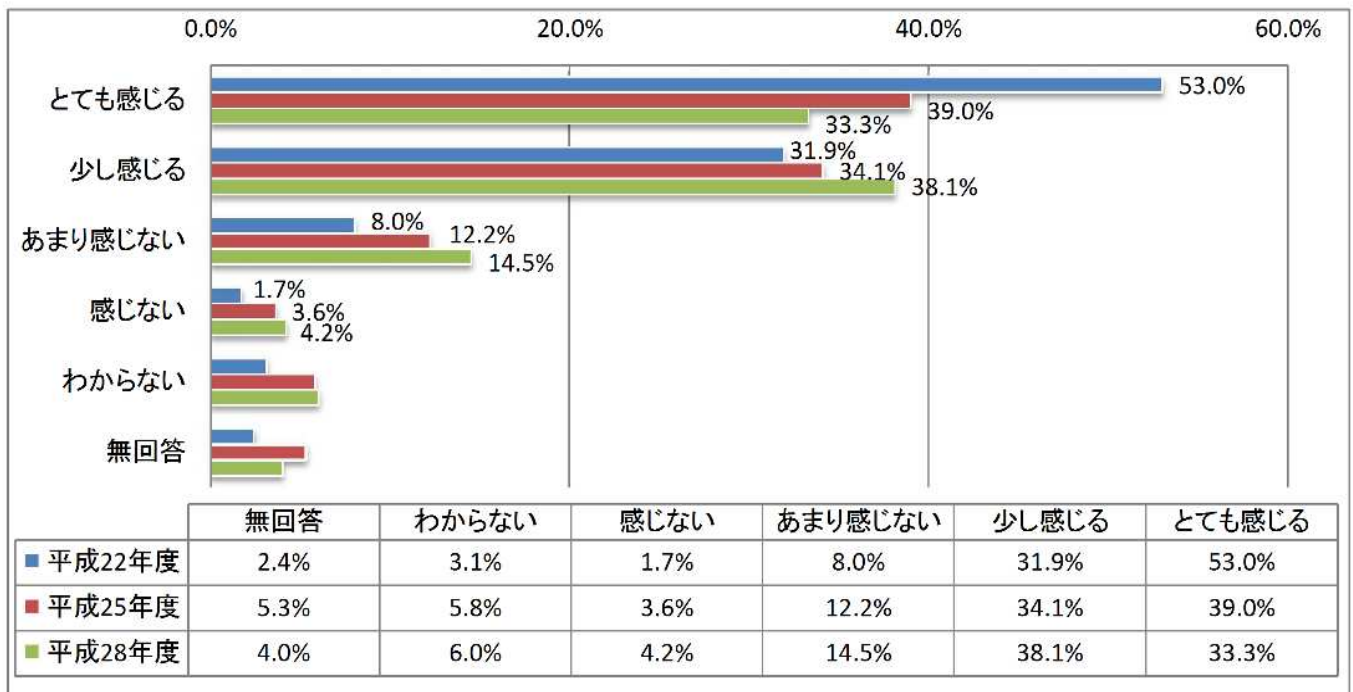
判断能力の不十分な認知症，知的障害，精神障害等に対し，家庭裁判所が選任した後見人等が権限を行使して生活を支援する成年後見制度の申立件数は，平成28年は総数及び市町村申立が前年より大幅に増えましたが，平成29年には減少しています。

区分	県		全国	
	県総数	うち市町村長申立	全国総数	うち市区町村長申立
平成26年	353	51	34,174	5,592
平成27年	343	52	34,623	5,993
平成28年	395	82	34,429	6,466
平成29年	359	53	35,486	7,037

資料：最高裁判所

○ 地域のつながりについて

地域のつながりがあると感じるかについて，「とても感じる」が減少しています。また，「少し感じる」と「あまり感じない」が増加しています。



資料：鹿児島県介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査

○ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施状況

「地域における公益的な取組」として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方に対し、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する取組を実施している社会福祉法人は、平成30年12月末現在192法人となっています。

(参考) 県内社会福祉法人：594法人

※ 主な取組内容

- ・ 地域の要支援者に対する配食，見守り，移動等の生活支援
- ・ 既存事業の利用の減額・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり
- ・ その他（イベント（スポーツ，祭り）の開催，福祉避難所の設置等）

IV 地域福祉を支える人材の状況

○ ボランティア活動, NPO法人の状況

本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動を行う人の割合が全国上位であるなど、地域で支え合う仕組みが残っているとともに、地域づくりなど社会的な課題に住民が自発的・自立的に取り組むNPO法人数は、人口10万人当たり全国第3位と高い水準にあります。

○子どもを対象とした活動

順位	都道府県	行動者率 (%)
	全国	8.4
1	石川県	11.0
2	滋賀県	10.8
3	鹿児島県	10.7
4	山形県	10.4
5	福井県	10.2
	岐阜県	10.2
	沖縄県	10.2

○高齢者を対象とした活動

順位	都道府県	行動者率 (%)
	全国	3.8
1	長野県	6.0
2	鹿児島県	5.8
3	富山県	5.5
4	島根県	5.5
5	山形県	5.4

○人口10万人当たりのNPO法人数の全国順位 (2018年7月末現在)

順位	都道府県	NPO法人数
1	東京都	69.57
2	山梨県	56.52
3	鹿児島県	53.43
4	京都府	52.49
5	鳥取県	50.03
全都道府県平均		40.73

資料:総務省「社会生活基本調査(2016年)」

○ 民生委員・児童委員^(※)の状況

平成28年度の改選時における民生委員・児童委員の定員は、本県と鹿児島市とを合わせて4,198人となっており、県の充足率は、全国を若干下回っています。

(単位:人,%)

区分	県		鹿児島市		全国	
	定数	充足率	定数	充足率	定数	充足率
平成25年度	3,130	97.4	1,050	99.5	236,271	97.1
平成28年度	3,138	95.3	1,060	97.6	238,352	96.3

○ 介護人材の状況

後期高齢者の増加に伴い、今後、介護に対するニーズはますます高まり、介護職員が不足することが予想されています。2025年に向けて、必要な介護人材を確保できるよう、引き続き、更なる対策を図る必要があります。

(単位:人)

区分	介護職員数 (需要推計)	介護職員数 (供給推計)	介護職員数 (需要と供給の差)
2020年度	33,406	32,118	1,288
2025年度	35,201	33,135	2,066

資料:厚生労働省作成の介護人材受給推計シートに基づく推計

○ 認知症サポーター^(※)養成数（累計）等の推移

平成30年9月末現在、県内で約16万人の認知症サポーターが養成されており、キャラバン・メイト^(※)は、2,026人となっています。

（単位：人）

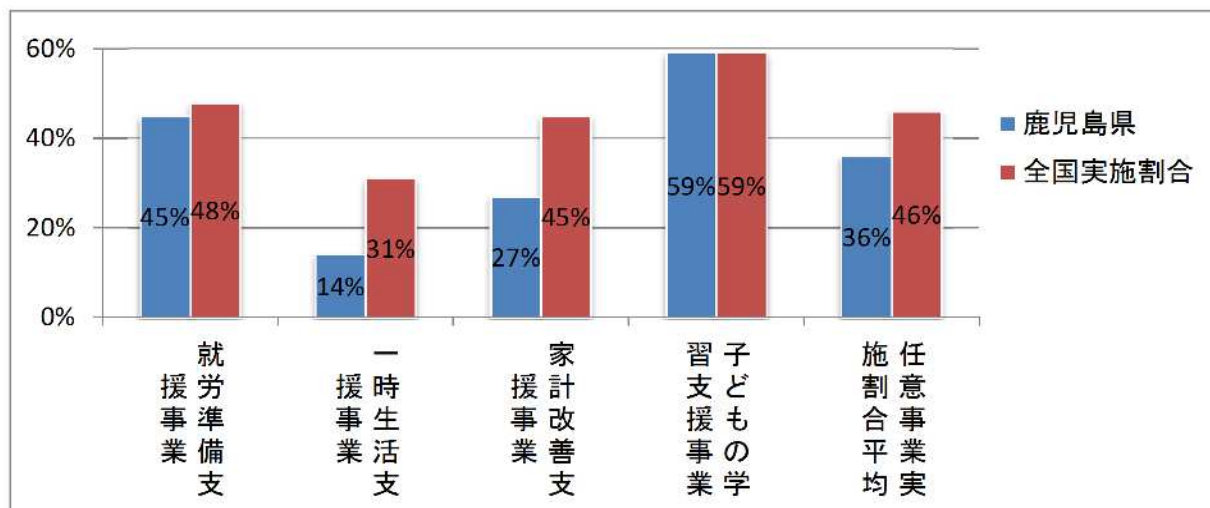
区分	平成27年度末現在	平成28年度末現在	平成29年度末現在
認知症サポーター養成数	115,009	135,303	147,189
キャラバン・メイト養成数	1,697	1,872	2,025

資料：全国キャラバン・メイト連絡協議会

V 市町村の取組状況

○ 生活困窮者自立支援制度における任意事業実施状況

生活困窮者自立支援制度の実施主体である福祉事務所設置自治体においては、自立相談支援事業などの必須事業に加え、就労準備支援事業などの任意事業を実施できますが、平成30年4月1日現在における任意事業（4事業）の実施割合の平均は、全国の46パーセントに対し、本県は36パーセントと低くなっています。



○ 市町村地域福祉計画の策定状況

平成30年4月1日現在、地域福祉計画を策定した市町村は43市町村中19市町村で、策定率は44.2パーセントとなっており、全国では、下から2番目に低い策定率です。

区分	県		全国
	市町村数(43)	割合(%)	割合(%)
策定済	19	44.2	75.6
今後策定予定	9	20.9	8.3
計	28	65.1	83.9
策定未定	15	34.9	16.1

資料：厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査」

○ 避難行動要支援者名簿の作成の状況（県内市町村）

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等において自ら避難することが困難な方で、特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が市町村に義務付けられましたが、本県では、全市町村で作成済です。

名簿情報は、本人から同意を得た上で、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で情報提供されます。

○ 福祉避難所^(※)の確保の状況（県内市町村）

福祉避難所は、災害時において、主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する方（要配慮者）の良好な生活環境を確保するために必要な施設ですが、本県では平成31年1月末現在で38市町村に計559施設が指定等されています。

VI 地域社会が抱える課題

- 1 住民による支え合いや見守りなどの仕組みづくり
 - 要支援者は高齢化の進行等により増加してきていますが、家族形態の変化による世代間の支え合い機能の低下や高齢単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等に伴って地域のつながりが希薄化し、地域における支え合い機能が低下しています。
 - こうした状況を背景に、かつては地域や家族などのつながりの中で対応してきた身近な生活課題への支援や、「社会的孤立」、「制度の狭間」の問題への対応が必要となっていており、一人暮らしの人や生活困窮者などに対する、地域住民が主体となった地域における支え合いや見守りの仕組みづくりが必要です。
 - 地域住民が、在宅・施設サービスなどの福祉サービスを適切に選択し、安心して利用できるようにすることは、地域において安心して暮らすことのできる環境づくりにつながることから、相談支援体制の充実等に努めるとともに、苦情解決体制などの利用者保護の仕組み、権利擁護の推進など、各分野における横断的な取組が必要です。
 - また、生活困窮者や子どもの貧困等に対して、包括的な支援や具体的な状況に応じた個別的支援など、セーフティネットの充実が課題となっており、大規模災害発生に備えた、高齢者等の要配慮者に対する地域の支援体制の整備等、地域防災力強化の取組なども必要です。
- 2 地域福祉を支える担い手の確保
 - 本県は、子どもや高齢者を対象としたボランティア活動などが盛んに行われていますが、支援を必要とする人々は増加しており、今後、地域福祉の担い手不足が懸念されるため、地域住民が地域福祉活動に参画する仕組みづくりなどが必要です。
 - 介護関係の新規求人倍率は他の産業に比べ高くなっており、介護サービスや障害者・子育て支援サービスを支える人材の確保が困難な状況となっています。
今後、人材確保・定着に向けて「参入促進」、「資質向上」、「労働環境・処遇の改善」などに取り組む必要があります。

3 複合的な課題等へ対応できる包括的な支援体制の構築

- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を継続していけるよう、地域包括ケアシステムの構築を促進するとともに、医療・介護ニーズをもつ高齢者だけでなく、障害者、難病患者など、様々な課題を抱える人が地域において、自立した生活を送ることができるよう、地域における住民主体の課題解決能力を強化する取組や、多機関・多職種による包括的な相談支援体制の整備などに取り組む必要があります。

- また、このような取組や体制づくりを担うこととなる市町村においては、地域福祉計画の策定に積極的に取り組み、地域福祉を総合的・計画的に推進していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現

II 施策の基本方向

基本理念の実現のためには、住民自らの自立に向けた努力を基本としつつ、地域において、住民一人ひとりが、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような地域づくりを展開するとともに、公的サービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。

また、その実現に市町村地域福祉計画が重要な役割を担っています。そのため、以下の3つの柱に基づき、施策を展開します。

1 安心して暮らせる社会づくり

誰もが個性と能力を発揮し、活躍できるよう、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者など、支援を要するの方々に対する福祉サービスの充実を図ります。

また、サービスの質の向上や、権利擁護、災害時の支援などに取り組みます。

2 福祉を支える担い手づくり

地域における多様な福祉ニーズに対応するため、介護職員や保育士など、各分野の福祉サービスを担う人材の確保・定着やサービスの向上を図るための、人材育成に取り組みます。

また、地域住民等の福祉活動への参加促進や、地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの育成、NPOの活動支援を行います。

3 地域福祉の推進を支援

市町村が定める地域福祉計画は、地域の現状や課題を明らかにし、解決していくために重要な役割を果たすものであるため、地域福祉計画の策定・改定を支援します。

また、地域の中で一人暮らしの高齢者等支援を要する方々が孤立することなく、公的なサービスや地域の支え合い活動による支援を受けられるよう、住民が主体的に生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援するとともに、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応した包括的な相談・支援体制の整備を進めます。

施策の基本的方向性

誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現

1 安心して暮らせる社会づくり

- ① 高齢者・障害者・子育て等に対する支援
- ② 生活困窮者への支援
- ③ 権利擁護の推進
- ④ 福祉サービスの質の向上
- ⑤ 福祉のまちづくりの推進
- ⑥ 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の推進
- ⑦ その他
 - ・ 就労支援
 - ・ 自殺対策
 - ・ 居住支援
 - ・ 犯罪を犯した者の社会復帰支援
 - ・ 地域防災力の強化

2 福祉を支える担い手づくり

- ① 地域住民等の福祉活動への参加促進
- ② 福祉人材等の確保・育成と資質向上

3 地域福祉の推進を支援

- ① 市町村の地域福祉計画策定・改定支援
- ② 包括的な支援体制の構築に対する支援
- ③ 県社会福祉協議会等との連携

第4章 支援施策の展開

I 安心して暮らせる社会づくり

- 様々な課題を抱え、支援が必要な方へ提供する福祉サービスの充実を図るほか、権利擁護の問題や災害時の対応など福祉分野に共通する課題の解決に向け、制度の適切な運用や地域におけるネットワークの構築等を推進します。

1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 地域における多様化・複雑化した支援ニーズに即した、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

(2) 主な取組

ニーズに対応した公的サービスの充実
<ul style="list-style-type: none">○ 「鹿児島県高齢者保健福祉計画」、「鹿児島県障害者計画」、「鹿児島県次世代育成支援対策行動計画」等の各分野別計画に基づき、各種施策に積極的に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none">○ 保健、医療、介護、福祉サービスが、関係者の連携の下、地域で支援を要する方々の状況の変化等に応じて、包括的に切れ目なく提供される体制の整備を進めます。
(高齢者分野) <ul style="list-style-type: none">・ 介護保険制度に基づく多様な介護サービスの提供・ 認知症施策の推進・ 在宅医療・終末期医療の体制整備 など
(障害者分野) <ul style="list-style-type: none">・ 県民の理解促進と差別の解消、権利擁護及び虐待の防止・ 障害福祉サービス提供体制の充実・ 障害者(児)に係る保健・医療の充実 など
(子育て分野) <ul style="list-style-type: none">・ 結婚、妊娠・出産等に関する支援体制の充実・ 地域における子育て支援サービスの充実

- ・ 周産期医療体制及び小児医療の充実 など

(地域包括ケア体制の整備充実)

- ・ 地域包括ケアシステム構築への支援
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 地域リハビリテーションの推進
- ・ 認知症地域支援体制の構築
- ・ 介護予防・生活支援サービスの推進 など

県の主な取組・支援等

【高齢者への支援】

- ・ 「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の確保や地域包括ケアシステムの構築を進めるため、市町村が行う地域密着型特別養護老人ホームなどの介護拠点の整備を支援します。
- ・ 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、県民の認知症に対する正しい理解や認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するとともに、認知症疾患医療センター^(※)の設置や認知症の早期診断・早期対応の充実・強化、認知症高齢者介護の実務者等に対する研修による資質・対応力の向上、若年性認知症コーディネーターの配置などを行います。
- ・ 高齢者の健康維持や介護予防などへの取組を促進するため、地域支援事業やポイント事業等を活用し、体操教室や地域サロンなどの活動を支援します。
特に、多世代共生にも資する子育て支援に関する取組を重点的に支援します。
- ・ 意欲ある高齢者の社会参加のために必要な知識等を習得する機会を提供するとともに、地域が行う人材育成及び活用の体制づくりを支援します。

【障害者への支援】

- ・ 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するため、県民、事業者に対する普及・啓発や相談員による相談対応を行い、また、県障害者差別解消支援協議会を開催します。

- ・ 人権教育・啓発施策をより一層総合的かつ効果的に推進するため、平成30年度に実施した「人権についての県民意識調査」の結果等を踏まえ、県人権教育・啓発基本計画の改定を行います。
- ・ 障害者の居宅介護，短期入所，生活介護，療養介護，施設入所支援等に係る費用として市町村が支弁する費用の一部を負担します。
- ・ 障害者の自立訓練，就労移行，就労継続，就労定着支援及び自立・共同生活援助に係る費用として市町村が支弁する費用の一部を負担します。
- ・ 外見から配慮や援助が必要なことが分かりにくい人が支援を受けやすくなるよう，ヘルプカード^(※)を導入するとともに，県民に対し，ヘルプカードの普及啓発を図るため，ポスターやチラシを作成，配付します。

【子育てへの支援】

- ・ 認定こども園等の整備や研修等の支援を行い，安心して子どもを育てることができる体制の整備を図ります。
また，幼児教育における医療的ケア児の受入体制を整備する市町村を支援するとともに，幼稚園教諭等を対象とした研修を実施し，パステルゾーン幼児（発達障害の疑いのある幼児）を含む特別な配慮を要する幼児の知識や対応方法などの理解を深めます。
- ・ 経済的な理由から受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため，住民税非課税世帯の未就学児を対象に，医療機関等での窓口負担をなくす助成を行う市町村に対し，経費の一部を助成します。
- ・ 2019年10月から実施される幼児教育・保育の無償化について，国や市町村等と連携し，適切に対応します。
- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実を図るため，市町村が地域の実情に応じて行う地域子育て支援拠点の整備，子育て援助活動支援，一時預かり，病児保育等の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供に対して交付金を交付します。

【地域包括ケア体制の整備充実】

- ・ 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに，要介護状態等となった場合においても地域において自立した日常生活を営むことができるよう，地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の取組を支援します。

- ・ 市町村が実施する介護予防の充実・強化を図るため、地域ごとの研修や検討会等を実施し、リハビリテーション専門職等を市町村へ派遣し、地域ケア会議などに活用する仕組みづくり等を支援します。
- ・ 地域包括ケアシステムの推進において、市町村が行う自立支援・重度化防止に向けた取組を促進するために、地域ケア会議が効果的に実施できるよう、県アドバイザーを派遣するなど支援を行います。
- ・ ピアサポーターを養成し、相談支援事業所において地域移行支援スタッフとして活用することにより、長期入院精神障害者の地域移行を推進します。
- ・ 入院患者の地域における受け皿を整え、地域包括ケアシステム構築に係る在宅医療・介護連携の推進を図るため、市町村が実施する在宅医療・介護連携に関する協議会の開催や退院支援ルールの普及、医療機関等のコーディネーターの資質向上のための研修を支援します。

2 生活困窮者への支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から、就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の県内全域での構築を図ります。
- ◎ 子どもの教育、医療、食で格差のない社会を目指し、子どもの生活支援対策を推進します。

(2) 主な取組

生活困窮者への支援
<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者に対しては、本人の状況に応じた支援が必要であり、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を実施します。<ul style="list-style-type: none">・ 直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を行います。<p>また、生活困窮者の家計収支の改善による早期の生活再建の支援や、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言などを行います。</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 生活困窮者を、待ちの姿勢ではなくアウトリーチ等により早期に把握し、必要な支援を漏れなく届けられるよう、制度の周知や関係機関・団体のネットワークの構築などに取り組みます。<ul style="list-style-type: none">・ 生活困窮者自立支援推進地域協議会を利用し、各市町村を含めた生活困窮者の自立支援に係る研修等を実施します。
<ul style="list-style-type: none">○ 就労準備支援事業などの任意事業の実施による包括的な支援が県下全域で展開されるよう努めます。
<ul style="list-style-type: none">○ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定した子どもの貧困対策計画における各種施策に積極的に取り組み、子どもの貧困対策を含む生活支援対策を推進します。

県の主な取組・支援等

【生活困窮者への支援】

- ・ 生活困窮者自立支援制度に基づく，一般就労に向けた日常生活・社会・就労自立のための訓練，住居喪失者に対する一定期間の衣食住の提供，家計に関する相談，家計管理に関する指導などの各種事業を一体的に実施し，生活困窮者の自立の促進を図ります。
- ・ 支援企業等を含めたネットワーク会議の開催や登録制度によるマッチング，活動状況の広報，相談窓口の開設，既存制度を活用した活動支援など，子ども食堂の取組を総合的に支援します。
- ・ 行政等が実施している，子どもの生活支援対策を分かりやすく掲載したリーフレット等を作成し，子どもの保護者等に配布します。

3 権利擁護の推進

(1) 施策の方向性

- ◎ 県民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい知識を持つよう取り組みます。
- ◎ 認知症・知的障害・精神障害等の理由で判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進します。
- ◎ 子ども、障害者、高齢者等に対する虐待の防止や対応強化のための体制の整備を図ります。

(2) 主な取組

権利擁護の推進
<ul style="list-style-type: none">○ 一人ひとりの人権が尊重される、差別や偏見のない明るい社会の形成に向けて、人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進を図るとともに、人権に関する相談体制の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none">○ 社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法及び条例に関する県民の理解促進に努めます。
<ul style="list-style-type: none">○ 成年後見制度の活用を促進します。<ul style="list-style-type: none">・ 国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、広域的な観点から、市町村と家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携して、成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、市町村職員を含めた関係者の資質向上の取組を支援します。 また、成年後見制度利用支援事業など、市町村における取組等を支援することにより、制度の活用促進を図ります。・ 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、市町村が行う地域連携ネットワークの構築等の取組を促進します。
<ul style="list-style-type: none">○ 福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業)の利用を促進します。<ul style="list-style-type: none">・ 判断能力が不十分な人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用支

援事業について，県・市町村社会福祉協議会と連携しながら，多くの方が利用できるよう普及啓発等に努めます。

- 子どもや障害者，高齢者等の虐待防止に向けた普及啓発，事業者等に対する研修や関係機関との連携強化を図ります。
 - ・ 市町村や児童相談所，障害者権利擁護センター，地域包括支援センター^(※)において関係機関との連携を図りながら，虐待防止に努めます。
 - ・ 県高齢者虐待防止推進会議における関係機関相互の密接な連携確保，事業所従事者・窓口職員等に対する研修，各種媒体を活用した普及啓発や，認知症施策と連携した取組を進めます。
 - ・ 障害者虐待防止法に基づき，障害者虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援を行うため，障害者権利擁護センターを設置するとともに，障害者福祉施設従事者等を対象とした研修の実施と障害者虐待の防止及び障害者支援に関する啓発普及を行います。
 - ・ 児童虐待の早期発見と早期対応の体制を構築するとともに，地域におけるネットワークを整備します。

県の主な取組・支援等

【権利擁護の推進】

- ・ 市町村や関係団体等で構成する県高齢者虐待防止推進会議において，関係機関相互の密接な連携を確保し，高齢者虐待防止対策の推進を図ります。
- ・ 成年後見制度の利用促進のため，市町村アンケートの実施や，地域振興局・支庁単位での検討の場の設置，市町村間の調整等の支援を行います。
- ・ 判断能力が不十分な人の様々な手続に関する代行や日常的な金銭管理などを行う福祉サービス利用支援事業の活用を促進します。
- ・ 障害者権利擁護センターにおいて，障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに，障害者虐待に関する通報又は届出の受理，市町村相互間の連絡調整等，障害者虐待を受けた障

害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施
します。

4 福祉サービスの質の向上

(1) 施策の方向性

- ◎ 住み慣れた地域の中で安心して福祉サービスを利用できるように、利用者の立場に立った福祉サービスの質の評価や情報提供の推進を図ります。
- ◎ 支援を必要としている人が、必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、各種支援制度の充実を図ります。

(2) 主な取組

<p>① サービスの質の評価や情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 介護サービス事業者による質の高いサービス提供を確保するため、サービスの提供やサービス基盤の整備の際の運営基準等の遵守を指導するとともに、サービス従事者の知識・介護技術向上のため、事業者の自主的な取組を含め、研修等の機会の確保に努めます。 <hr/> <ul style="list-style-type: none">○ 第三者が公正かつ中立の立場で行う福祉サービス第三者評価事業の推進を図ります。<ul style="list-style-type: none">・ 福祉サービス第三者評価の実施・公表に努めます。・ 未受審の事業所への受審を促進します。 <hr/> <ul style="list-style-type: none">○ 事業者による情報提供の促進を図ります。<ul style="list-style-type: none">・ 事業運営に関する様々な情報、第三者評価の結果など積極的な情報開示を促進します。
<p>② 社会福祉法人及び社会福祉施設等への適正な指導監査</p> <ul style="list-style-type: none">○ 適正な事業運営のため、社会福祉法人等への指導監査等を実施します。<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、社会福祉法その他関係法令に基づき、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等に対し、法人運営、施設運営管理、入所者処遇、財務管理等について指導監査等を実施します。
<p>③ 福祉サービスの相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">○ 福祉サービス運営適正化委員会^(※)による適切な苦情解決の

促進を図ります。

- ・ 鹿児島県社会福祉協議会に、専門的知識を有する者から成る福祉サービス運営適正化委員会が設置されており、この委員会による迅速・的確な苦情解決への支援や制度の普及・啓発を図ります。

-
- 介護サービスに関する利用者等からの様々な苦情・相談に迅速かつ適切に対応するため、県や市町村、県国民健康保険団体連合会、介護サービス事業者などの相互の連携により、苦情・相談処理体制の充実を図り、サービスの質の確保・向上に努めます。

県の主な取組・支援等

【福祉サービスの質の向上】

- ・ 福祉サービスの適切な利用に資するため、事業者段階での対応が困難な苦情の解決を図るための委員会の開催や、事業者段階における苦情解決体制の整備のための普及・啓発を行います。
- ・ 福祉サービスの第三者評価を促進するため、評価受審事業所の評価結果の公表や、評価調査者継続研修等の実施による体制づくりを行います。
- ・ 社会福祉法人及び社会福祉施設等について、市町村をはじめとした関係機関との情報共有・連携強化を図りながら、指導監査等を実施し、法人・施設等の運営管理の適正化及び利用者の処遇の向上を図ります。

5 福祉のまちづくりの推進

(1) 施策の方向性

- ◎ 高齢者や障害者など誰もが快適で生活しやすい，バリアフリーに配慮した生活環境の整備や地域における見守り・支え合い活動等を促進し，快適で安心・安全な生活の確保を図ります。

(2) 主な取組

福祉のまちづくりの推進
<ul style="list-style-type: none">○ 障害者等に配慮したまちづくりを総合的に推進します。 また，高齢者や障害者等が公共的施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用できるようバリアフリー化を推進します。<ul style="list-style-type: none">・ 心豊かで住みよい福祉のまちづくりを実現するため，広報誌の発行や，ボランティア活動の促進，福祉教育の充実等により，心のバリアフリー化に取り組みます。・ バリアフリー法や福祉のまちづくり条例，障害者基本法及び障害者差別解消法に基づく合理的配慮の観点を踏まえて，バリアフリー化を促進します。・ 福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進，公園等との一体的整備の促進，生活拠点の集約化等により，バリアフリーに配慮し，障害者等が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。・ 障害のある方や高齢の方，妊産婦の方など歩行が困難な方を対象に，公共施設や店舗等の駐車スペースの確保を図るパーキングパーミット制度^(※)の普及を推進します。
<ul style="list-style-type: none">○ 地域で安心して安全な日常生活を送ることができるよう，日常生活を支援する見守り活動等を促進します。<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者や障害者，ひきこもりの人など支援を要する住民の情報を共有し，地域の福祉課題を見つけ出す「支え合いマップ^(※)」を活用した地域における見守り活動や生活支援活動等の取組を関係機関と連携して促進します。・ 障害者や高齢者等，ホームページなどの利用になんらかの制約があったり，利用に不慣れな人々を含めて，誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるようにするウェブアクセシビリティ^(※)の向上など情報アクセシビリティの向上に努めます。

県の主な取組・支援等

【福祉のまちづくりの推進】

- ・ 福祉のまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化に係る条例事務や広報啓発等を実施します。
- ・ 対象者に利用証を交付し、駐車場設置について事業所へ協力を依頼するなど、必要な方に駐車場スペースを確保するパーキングパーミット制度の運用を図ります。
また、不適正利用の抑止及び制度対象駐車場の拡大等を図ることで、利用しやすい環境を整備します。

6 地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の促進

(1) 施策の方向性

- ◎ 利用者の支援や生活の質の向上に質するために、対象者を限定しない福祉サービスの取組を促進します。

(2) 主な取組

高齢者と障害児・者への一体的なサービスの提供

- 共生型サービスの適切な提供に向けた支援を行います。
 - ・ 新たに創設された共生型サービスが適切に提供されるため、介護サービス事業者等に対する運営等の基準や介護報酬の仕組み等についての必要な情報提供を実施します。
 - ・ 適切なサービスの提供体制と質の確保のための関係機関との連携による適切な指導を実施します。

県の主な取組・支援等

【地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の促進】

- ・ 高齢者と障害児・者への一体的なサービス提供等の促進のため、市町村担当者説明会や障害福祉サービス事業者集団指導において、共生型サービスに係る制度の説明を行います。

7 その他の支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 就労支援，自殺対策，居住支援など誰もが地域の中で安心して暮らせるよう支援を行います。
- ◎ 「自助」，「共助」，「公助」による地域防災力の強化を図ります。

(2) 主な取組

就労支援
<ul style="list-style-type: none">○ 働く意思はあるものの，生活困窮，高齢，障害など様々な要因により就労が困難な方々に対する就労支援を行います。<ul style="list-style-type: none">・ 働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし，年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指し，高齢者や企業等の意識啓発に取り組むとともに，多様な就労機会の提供を促進します。・ 自らの生きがいの充実や地域社会の発展に貢献したいと望んでいる高齢者に対して，地域に密着した臨時的かつ短期的な就業又はその他の容易な業務を提供するシルバー人材センターの発展・拡充を促進します。・ 障害者就業・生活支援センター^(※)において，就業及び生活の両面にわたる支援を行うとともに，鹿児島労働局や就労移行支援事業所等，雇用，福祉，教育などの関係機関と連携しながら，障害のある人の就業を促進します。・ ファミリー・サポート・センター^(※)の設置促進や，従業員の仕事と子育ての両立に取り組む企業の登録促進など，女性が働きやすい環境の整備を進めるとともに，結婚，妊娠・出産，育児等で離職した女性の再就職支援に取り組みます。・ ひとり親家庭の自立のためには就業機会の確保が極めて重要であり，ひとり親家庭の母等の個々の事情に応じた就職に必要な能力開発など就業支援の充実を図ります。
自殺対策
<ul style="list-style-type: none">○ こころの健康づくりと自殺対策を推進します。<ul style="list-style-type: none">・ 県民一人ひとりがこころの健康づくりの重要性を認識

し、セルフチェックや周囲の人たちによって過度なストレス等による心身の不調に早めに気づき、適切な相談や受診につながるよう啓発に取り組みます。

- ・ 「鹿児島県自殺対策計画」に基づく、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ・ 自殺対策連絡協議会等を開催し、保健、医療、福祉、労働、教育、労働等の行政機関・関係団体が連携して、「誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現」を目指し、総合的な自殺対策に取り組みます。

居住支援

- 生活困窮者、高齢者、障害者など住宅に配慮を要する方の住まいの安定的な確保に努めます。
 - ・ 住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るため、建て替えや既存ストックの活用による公営住宅の整備を図るとともに、適正な維持管理に努めます。
 - ・ 子育て世帯の世帯人数に応じた規模の賃貸住宅の供給を促進するため、公営住宅や地域優良賃貸住宅の活用を努めます。公営住宅においては、子育て世帯の入居を促進するほか、福祉部局と連携し、周辺施設も含めて子育て支援に資する施設の整備促進に努めます。
 - ・ 高齢者が安心して暮らせる住宅を供給するため、公営住宅においては、福祉部局と連携して、これまで整備したシルバーハウジング^(※)の適切な維持管理に努めます。
また、単身高齢者世帯が増加していることを踏まえ単身者の入居要件の緩和を検討します。
 - ・ 高齢者が安心して生活できる民間賃貸住宅の供給を促進するため、福祉・医療と連携したサービス付き高齢者向け住宅^(※)の登録を促進するとともに、既存ストックの活用や地域の特性に配慮した取り組みを支援し、さらに終身建物賃貸借制度^(※)などの情報提供に努めます。
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく「鹿児島県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」を策定し、高齢者、障害者又は子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する方々に対する賃貸住宅の供給を促進し

ます。

- ・ 社会福祉法人やNPO法人などの居住支援団体，不動産関係団体，県及び市町村で構成される鹿児島県居住支援協議会では，生活困窮者自立支援制度等と連携しながら，住宅確保要配慮者からの住宅相談に応じるとともに民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供等により，住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援します。

犯罪を犯した者の社会復帰支援

- 矯正施設等の退所者に対する地域福祉の視点を踏まえた再犯防止対策を推進します。
 - ・ 高齢又は障害を有することにより，福祉の支援が必要な刑務所等の矯正施設退所予定者が，退所後，円滑に福祉サービスを受けられるよう，地域生活定着支援センター^(※)において，地域における社会生活への移行，自立促進を図るための支援を行います。
 - ・ 県民が犯罪による被害を受けることを防止し，安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため，「鹿児島県再犯防止推進計画」を策定し，県地域福祉支援計画等との連携を図りながら，再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

地域防災力の強化

- 自助・共助・公助による地域防災力の強化を図ります。
 - ・ 防災講演会や県総合防災訓練等を通じて，子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。
 - ・ 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに，自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行います。
 - ・ 共助による防災活動の推進の観点から，地域住民が主体となって行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度の普及啓発を図ります。
 - ・ 指定緊急避難場所^(※)及び指定避難所^(※)の指定を促進するとともに，災害発生時の避難等に，特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。

- ・ 若者や女性の消防団への加入促進等を通じ、消防団活動の活性化に取り組むなど、地域の消防力の充実・強化を図ります。
- ・ 福祉避難所の確保が進んでいない市町村に対し、福祉避難所の必要性の説明や確保の取組の好事例の紹介等を行い、遅滞なく取り組むように要請します。

また、市町村に対し、福祉避難所に関する情報について、広く周知・啓発を図るとともに、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に周知するよう働きかけます。

※ 共助には、地域やボランティアなどによる支え合いだけでなく、隣近所などの助け合いである互助も含みます。

県の主な取組・支援等

【就労支援】

- ・ 高齢者の能力活用、社会参加を促進するため、就業機会の開拓や技能講習等を実施する「県シルバー人材センター連合会」に対し運営費の補助を行うとともに、シルバー人材センターの設立促進、育成指導等及び公益法人シルバー人材センターへの立入検査を行います。
- ・ 事業所訪問等による求人開拓や障害者就職面接会の実施、民間企業等における短期の雇用体験の実施等により、障害者の雇用を促進します。
- ・ ひとり親家庭の母等に対し、就業相談員による就業相談、就業支援講習会の実施、養成機関で修学する際の生活費の一部支援を行います。

【自殺対策】

- ・ 鹿児島県自殺対策計画に基づき、総合的な自殺対策を推進するため、関係機関、団体と連携し、相談支援、人材育成、普及啓発などの地域の実情に応じた取組を実施するとともに、市町村自殺対策策定等の支援を行います。

- ・ 高等学校への臨床心理士等の派遣，SNS^(※)を活用した相談を実施するとともに，SOSの出し方に関する教育を推進することにより，児童生徒が悩みを抱えたときに相談しやすい体制の充実を図ります。

【居住支援】

- ・ 空き家を賃貸住宅として利用するための改修工事を行い，高齢者や移住者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する所有者等に対し，市町村が補助する改修費の一部を助成します。

【再犯防止対策】

- ・ 県民が犯罪による被害を受けることを防止し，安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため，再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに，再犯の防止に関する県民への意識啓発や刑期を終了した者等の居場所づくりなどの活動を推進します。

【地域防災力の強化】

- ・ 自主防災組織の活動を一層促進し，地域防災力の強化を図るため，地域における自主防災組織の結成や防災活動等の指導的役割を担う「地域防災推進員」の育成や県総合防災訓練等を実施し，防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図ります。
- ・ 災害時に，高齢者や障害者など，災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応するため，避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チームの養成研修を行います。

Ⅱ 福祉を支える担い手づくり

- 地域福祉活動への参加促進のための人材養成や、福祉の仕事に従事する人材の確保・定着に向けた取組を促進します。

1 地域住民等の福祉活動への参加促進

(1) 施策の方向性

- ◎ 地域住民に対する福祉活動の啓発として、市町村や関係団体と連携の上、福祉活動に関する広報を行い、理解を促すとともに、身近な地域での活動への参加につなげます。

また、社会福祉法人や民間団体等についても、関係機関等と連携しながら社会貢献活動への参加を促進します。

(2) 主な取組

地域住民等の福祉活動への参加促進

- 共助の取組を強化します。
 - ・ 様々な広報媒体を活用して、地域づくりの意義や県内各地での各種団体の活動状況等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成に努めます。
 - ・ 小・中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設等を訪問したりするなどの体験活動を通して、感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育むなど、福祉に関する教育を実施します。
 - ・ 民生委員・児童委員の活動の理解促進を図ります。
 - ・ 社会福祉に対するニーズが複雑化・多様化し、地域福祉の推進が重要な課題となっていることから、地域福祉推進上、重要な担い手である民生委員・児童委員等に対し、住民のニーズの把握のために必要な情報の提供や研修を行うことにより連携強化を図ります。
- NPO、ボランティア等の多様な活動を推進します。
 - ・ 地域のニーズや資源を踏まえつつ積極的に地域活動に取り組むリーダーやコーディネーターの人材育成を図ります。
 - ・ 社会福祉に関する理解を深めるため、ボランティア講

座の開催やサマーボランティア体験月間の実施など各種施策を推進するとともに、学校における「総合的な学習の時間」等において福祉に関する体験活動を実施するなど、関係機関と連携を図りながら、地域と連携した総合的な取組の推進に努めます。

また、シニア層のボランティア活動への参加を促進します。

- 地域住民による各種ボランティア活動を促進します。
 - ・ ボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進することにより、住民が共に参加し、支え合う地域社会づくりを進めるため、ボランティア活動の拠点である県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて、ボランティアに関する啓発や登録・あっせんなどを行い、ボランティアの養成・確保を推進するとともに、活動が円滑に進むよう活動のコーディネートを行います。
 - ・ 認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を支援する認知症サポーターの養成に、市町村等と連携して取り組みます。

- 高齢者の社会参加を促進します。
 - ・ 高齢者が豊富な知識・経験・技能等を生かして、地域づくりの担い手として活躍し続けることができるよう、また、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるように市町村・関係団体と連携しながら支援します。
 - ・ 高齢者を含むグループが行う互助活動及び高齢者が新たに社会参加活動に参加することに対して、地域商品券等に交換できるポイントを付与し、地域の互助活動の活性化や高齢者の社会参加、高齢者を地域で支える活動を促進し、地域活性化を図ります。

さらに、高齢者を含むグループが行う互助活動の支援において、子育て支援活動にポイントを加算することで、高齢者の子育て支援活動の取組の促進を図ります。

- 市町村・関係団体との連携を図ります。
 - ・ 南日本新聞南日会など民間団体と連携し、高齢者への声かけや安否確認を行うなど、地域での見守りが必要な方への支援に取り組むとともに、市町村と連携して、見守り活動及び生活支援の担い手となる人材や事業主体等の発掘・育成・ネットワーク化と既存の介護予防事業所や多様な事業主体によるサービスの提供体制の構築を推進します。
 - ・ 地域福祉を推進する社会福祉協議会など関係団体と連携しながら、住民主体の助け合い活動の仕組みづくりを推進するとともに、市町村が実施する生活支援の担い手となるボランティア等の育成を促進します。

県の主な取組・支援等

【地域住民等の福祉活動への参加促進】

- ・ 高齢者の健康維持や介護予防などへの取組を促進するため、地域支援事業やポイント事業等を活用し、体操教室や地域サロンなどの活動を支援します。

特に、多世代共生にも資する子育て支援に関する取組を重点的に支援します。
- ・ 「認知症を理解し一緒に歩む県民週間」を設け、県や市町村等が認知症に係る普及啓発等の取組を実施することで、県民一人ひとりの認知症に対する正しい理解や認知症高齢者等に優しい地域づくりのための取組に向けた気運を醸成します。

2 福祉人材等の確保・育成と資質向上

(1) 施策の方向性

- ◎ 介護人材（訪問介護員（ホームヘルパー）、介護福祉士）、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、介護支援専門員（ケアマネジャー）、生活支援サービスの担い手及び生活支援コーディネーター^(※)などについては、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、地域医療介護総合確保基金等を活用して、介護従事者の確保対策を推進します。
- ◎ 保育士等の人材確保については、幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の確保に努めるとともに、研修を通じた資質の向上に取り組みます。

(2) 主な取組

福祉・保健・医療人材の確保・育成と資質向上
<ul style="list-style-type: none">○ 県福祉人材・研修センター^(※)における就労相談や職業紹介の充実を図り、福祉人材の確保につなげます。<ul style="list-style-type: none">・ 人材確保については、県福祉人材・研修センターによる無料職業紹介事業や就職面談会等を通じて求人事業者・求職者の情報等の提供を行うとともに、キャリア支援専門員による求職者と求人事業所とのマッチングによる就職支援、地域医療介護総合確保基金等を活用した介護の仕事の理解促進事業に取り組むことで、県民の福祉・介護職に関する理解と関心を深め、若者の介護職場への参入を促進するなど、求人事業者、求職者の双方の立場から福祉・介護職場の人材の確保に努めます。
<ul style="list-style-type: none">○ 深刻な介護人材不足に対応するため、更なる処遇改善や若者・中高年齢者・外国人の活躍促進、介護ロボットの活用や資格取得への支援など、総合的な介護人材の確保対策を推進します。
<p>(参入促進)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 介護分野への多様な人材の参入促進を図るため、介護体験・施設見学や介護のイベント、SNSによる情報発信を行うなど、様々な機会を通じて介護の魅力の情報発信に努めます。

- ・ 将来の地域福祉を担う人材である小・中学生を対象としたイベントや体験教室を実施し、高齢者や障害のある人、介護の仕事への理解を深めるよう努めます。
- ・ 介護福祉士を目指す外国人留学生の受入環境を整えるための支援など、在留資格「介護」や技能実習「介護」の受入れ環境を整備し、意欲ある留学生・技能実習生等の活躍を促進します。
- ・ 高校生・保護者を対象としたセミナーの実施やインターンシップ制度の活用促進を図ります。
- ・ 高齢者等を対象とした介護事業所における職場体験や介護未経験者に対する研修などにより多様な人材の参入を促進します。

(資質向上)

- ・ 職位・職責に応じた研修や介護職として必要なスキルアップに向けた研修の受講を促進するため、初任者研修の受講費用や関係団体が実施する各種研修への助成を行うとともに、介護職員チームリーダー養成研修等を実施し、介護職員のキャリアアップを支援します。
- ・ 介護職員等によるたんの吸引等の行為が、安全かつ適切に実施されるよう、研修機関の登録等必要な体制の整備推進を図るとともに、実地研修の指導者となる指導看護師等を養成するための研修を実施します。

(労働環境・処遇の改善等)

- ・ 介護職員の確保・定着に向けて、実情に応じて、介護報酬や人員配置基準などに係る国への要望や関係機関との雇用改善に関する協議を行います。
- ・ 賃金改善のための介護職員処遇改善加算の取得に向けた取組を促進し、介護職員の処遇の改善を図るとともに、将来の見通しを持って働き続けるためのキャリアパスの整備の推進や生涯を通じて働き続けられる環境整備を推進します。
- ・ 介護事業所において子育て世代の就労環境を確保するため、施設内保育施設の設置などの普及啓発に努め、働きながら子育てのできる環境の構築を支援します。
- ・ 介護ロボットの普及促進やICT^(※)の活用による介護職員の負担軽減を図ります。

(関係団体における取組促進など)

- ・ 介護事業者や教育関係団体等で構成する県介護人材確保対策検討会を開催し、介護人材の安定確保に向けた方策等を検討するとともに、地域においても介護人材確保策の検討の場を構築するなど、関係団体、教育機関、市町村と連携した取組の促進を図ります。
- ・ 専門的な介護技術を要しない業務において、地域の高齢者等を担い手として活用する仕組みづくりに取り組み、介護専門職の負担軽減と人材不足の補完に努めます。

○ 保育人材の確保に努めます。

- ・ 保育士等がやりがいを持って働き続けられるよう、処遇改善など保育所等における職場環境の改善を図ります。
- ・ 潜在保育士の復職支援や、保育士の職業としての魅力を伝える取組を進めます。
- ・ 保育士養成施設の学生に対し、修学資金を貸し付ける制度を創設するほか、保育士人材バンクを設置し、県内勤務を希望する保育士の情報を、保育人材確保に取り組む市町村に対して提供するなど、引き続き、保育士確保に積極的に取り組みます。

○ 保健・医療を支える人材の育成・確保に努めます。

- ・ 看護学生への修学資金の貸与や看護師等養成所に財政支援を行うことにより、県内就業の促進に努めるとともに、ナースセンター事業により復職支援を強化し、看護職員の確保に努めます。
- ・ 医療・介護の多職種協働や連携による高齢者等の状態に応じた包括的かつ継続的なサービス提供ができるよう、訪問看護師等の人材育成に努めます。
- ・ 保健師については、経験年数に応じた新人期・中堅期別研修や現任教育により、資質の向上に努めます。
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士について、質の高い医療従事者の育成を図るため、医療従事者養成施設における教育の充実を促進するとともに、県こども総合療育センターにおける理学療法士等を対象とした研修の実施などにより資質の向上に努めます。

- ・ 認知症について、かかりつけ医に対する支援などを行う認知症サポート医^(※)の育成を促進します。

- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てに不安や負担を感じる親が増加していることから、地域の子育て支援の担い手となる「子育て支援員^(※)」の活用を促進します。

県の主な取組・支援等

【福祉人材の確保・育成】

- ・ 福祉・介護分野における人材の確保を図るため、無料職業紹介や就職ガイダンスの開催、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付等を行います。
- ・ 質の高い保育士の確保及び県内定着を図るため、指定保育士養成施設に在学する学生に対する修学資金等の貸付けを行います。
- ・ 県内の待機児童の解消を図るため、県が行う保育士登録の仕組みを活用した「鹿児島保育士人材バンク」を設置し、保育人材確保に取り組む市町村に対して、必要な情報を提供します。
- ・ 介護人材の確保を図るため、事業所が負担する介護職員の研修に要する経費等の助成や介護事業所におけるキャリアパスの構築、介護ロボットの導入等を支援するとともに、関係機関・団体と連携した取組を推進します。
- ・ 中高年齢層や子育てが一段落した方を対象に介護に関する入門的な研修を実施し、介護未経験者の参入促進を図ります。
- ・ 訪問看護に関係する多職種等で構成される協議会を設置、課題の抽出や対応策を検討し、訪問看護事業者の基盤強化を図ります。
また、訪問看護職等の資質向上等を図るため、県内各地域に認定看護師等を派遣し、技術支援を行います。
- ・ 国が主催する相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、強度行動障害支援者養成研修に、県で開催される研修会の講師・企画担当者等を推薦・派遣し、障害福祉研修に必要な指導を行う者を育成します。

Ⅲ 地域福祉の推進を支援

- 市町村が地域福祉の推進に向けて実施する，地域における見守り体制の充実や関係機関の連携の促進，包括的な相談支援体制の構築等の取組に対して，県が支援します。

1 市町村の地域福祉計画策定・改定支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 各市町村において，地域の課題やニーズを踏まえた地域福祉施策が実施されるよう，地域共生社会の実現に向けた国の方針や県地域福祉支援計画などを示し，地域福祉計画の策定を促進します。

(2) 主な取組

市町村地域福祉計画の策定支援など

- 計画未策定の市町村や改定が必要な市町村に対して策定に向けた支援を行います。
 - ・ 県地域福祉支援計画における地域福祉の基本的な推進方針等を周知します。
 - ・ 市町村地域福祉計画策定の手法等の情報提供や意見交換を行います。

○ 政策課題等に対応した体制の整備

県においては，平成30年に「子育て・高齢者支援総括監」を設置し，それまで複数部署に分かれていた高齢期や子どもに関する政策部門の一本化を図りました。これにより，政策の総合性や一貫性がこれまで以上に高まりました。

各市町村においても，福祉行政を取り巻く様々な課題への確に対応する体制整備は重要であることから，必要に応じて市町村への情報提供等を行います。

2 包括的な支援体制の構築に対する支援

(1) 施策の方向性

- ◎ 各地域において、相談者への適切な対応・課題解決が図られるよう、包括的な相談支援体制の仕組みの構築に向けて支援します。
- ◎ 多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、生活困窮者自立相談支援機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター等との連携の促進を図ります。

(2) 主な取組

<p>① 地域課題の解決体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none">○ 住民が主体的に地域課題を解決する体制の構築を図ります。<ul style="list-style-type: none">・ 小学校区などの範囲において、自治会、NPO、企業等など多様な主体が連携・協力して地域課題の解決等に自主的・持続的に取り組んでいくための基盤となる「コミュニティ・プラットフォーム^(※)」づくりや、その活動の充実に向けた市町村の取組を促進します。<p>また、このコミュニティ・プラットフォームを活用し、多様化・複雑化する福祉ニーズを住民が主体的に把握し、解決を試みることができる体制の構築を促進します。</p>○ ソーシャルビジネス^(※)など持続可能な取組を生み出す仕組みづくりを行います。<ul style="list-style-type: none">・ 地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）などの持続可能な取組の担い手の創出・育成等を図ります。
<p>② 包括的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none">○ 市町村が取り組む、各地域の実情に応じた包括的な相談支援体制づくりを支援します。<ul style="list-style-type: none">・ 多職種・多機関をネットワーク化し、個人や世帯が抱える複合的課題の的確な把握、支援調整の組み立て等を総合的・包括的に行う「包括的相談支援体制」の市町村単位での構築を促進します。・ 市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援セン

ター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や地域の社会資源のネットワークを構築し、コーディネートする能力を高める研修を実施します。

また、市町村が様々な資源を活用し、相談支援体制の整備を進めることができるよう、人材活用等の好事例の情報提供等の支援を行います。

- ・ 住み慣れた地域で高齢者等の在宅生活を支えるため、地域見守りネットワークや元気な高齢者をはじめ、住民主体の活動、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、老人クラブ、シルバー人材センターなどの多様な主体による体制を構築します。
- ・ 互助を基本とした生活支援等のサービスが創出されるよう、市町村が中心となった地域の実情に応じたサービス提供体制の構築を支援します。
- ・ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合窓口の設置や、関係機関・団体による支援ネットワークの整備など、関係機関・団体が一体となった取組を進めます。

③ 拠点機能の強化

- 高齢者の総合的な支援の調整を行う地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアの推進体制を強化します。

- 障害者等に対する総合的な相談支援体制の中核的役割を担う存在として、各市町村における基幹相談支援センター^(※)の設置を促進します。

また、地域の自立支援協議会や、障害保健福祉圏域ごとに設置されている「県地域連絡協議会」を活用して、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター等から成るネットワークを構築し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

- 妊娠・出産に不安や悩みを抱える人への相談窓口の充実・強化を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センター^(※)等の

設置を促進します。

○ 年齢や障害の有無にかかわらず，誰もが気軽に集い，必要な支援を受けることができるとともに，住民自らサービスを提供することができる多世代交流・多機能型の福祉拠点づくりを促進します。

○ 中山間地域等において，将来にわたって安心して暮らし続けることができるよう，集落の枠組みを超えて支え合う仕組みづくりなどを促進します。

県の主な取組・支援等

【包括的な支援体制の構築に対する支援】

- ・ 地域の多様な主体が連携・協力して地域に必要なサービスを提供するため，地域コミュニティの再編・創出の取組を促進します。
- ・ 共生・協働による地域社会づくりの担い手となるNPO，地域コミュニティ等の多様な主体による地域課題の解決に向けた活動の活性化を図るため，「鹿児島県共生・協働の地域社会づくり基金」への寄附金を活用して，その活動に必要な経費の一部を助成します。
- ・ 少子高齢化等に伴う様々な課題解決に向けて，NPO等から企画提案のあった事業を，県がNPO等と協働して取り組むことにより，地域に根ざした共生・協働の取組を推進します。
- ・ 地域課題をビジネスの手法を活用しながら解決するソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）などの持続可能な取組を促進するため，実践的な講座を開催するとともに，アドバイザーのネットワーク化を図ります。
- ・ 市町村が複合的・複雑化した課題や制度と制度の狭間の問題等を抱える世帯に対する多機関・多分野協働による包括的相談支援体制を構築する上で，必要となる人材（相談支援包括化推進員）を養成します。
- ・ 生活支援コーディネーターの計画的な人材育成及び資質向上を図り，県内における生活支援サービス提供体制づくりを推進します。

- ・ 地域包括支援センターに携わる職員等に対して研修を実施し、職員の資質向上を図り、センターの適切な運営及び機能強化を図ります。
- ・ 障害者への相談支援体制の構築・充実を図るため、県自立支援協議会及び障害福祉圏域ごとの地域連絡協議会を設置・運営し、地域における相談支援体制の構築・充実を図ります。
- ・ 女性健康支援センターを設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠、出産についての悩み等、女性の健康に関する情報提供や相談指導を行います。
- ・ 市町村に対し、子育て世代包括支援センターの設置を働きかけます。
- ・ 不妊専門相談センター専門相談窓口において、不妊治療等についての医師、助産師による電話相談やメール相談を実施するほか、一般相談窓口として保健所で相談に対応します。
また、不妊相談従事者の専門性向上のため、研修会を開催します。
- ・ 不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなどの総合相談窓口である「かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）」や支援地域協議会の運営及び支援活動などを行います。
また、スクールソーシャルワーカー^(※)等を活用しながら、学校・教育委員会と連携を図ります。
- ・ 難病相談・支援センターにおいて、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るため、患者及びその家族のニーズに応じた総合的な相談・支援を行います。
また、難病患者就職サポーター（鹿児島県ではハローワークかごしまにサポーターを配置）と連携した就労相談や支援者・当事者向けの難病患者就労支援セミナーを開催します。

3 県社会福祉協議会等との連携

(1) 施策の方向性

- ◎ 多様な福祉ニーズや複合的な課題に対応した支援が行われるよう、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、生活困窮者自立相談支援機関や地域包括支援センター等と連携を図ります。

(2) 主な取組

多様な主体との連携促進

- 県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人等の様々な専門機関による連携の促進を図ります。
 - ・ 県社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核として、社会福祉研修事業及び社会福祉人材センター事業などによる福祉・介護人材の養成・確保、ボランティア活動の推進、福祉サービス利用支援事業や苦情解決事業などの在宅福祉サービスの実施、福祉教育など、多様な地域福祉活動を主体的に実施しています。

県としても各種事業への補助等を行い、その活動を支援してきたところであり、今後も県社会福祉協議会の基盤強化等への支援を行っていきます。
 - ・ 県社会福祉協議会は、地域福祉推進のためのネットワークの中心となり、関係機関と相互に連携を図りながら、市町村社会福祉協議会等の育成支援に当たっており、その広域的な活動を支援します。
 - ・ 社会福祉法人、医療法人等、様々な関係団体の多様な主体の自主性・自立性を尊重し、連携を図ります。

《地域住民等による地域づくりの好事例一覧》

当計画には、様々な分野における地域住民等による地域づくりの好事例を掲載しています。

I 安心して暮らせる社会づくり

- | | ページ |
|---|-----|
| 1 高齢者・障害者・子育て等に対する支援 | |
| ○ 高齢者等の買い物支援「ドライブサロン」……………59
高隈地区コミュニティ協議会（鹿屋市） | |
| ○ 独居高齢者への声掛け、見守り活動他……………60
温泉なごみ会（薩摩川内市） | |
| ○ 地域住民の健康増進、高齢者の生きがいつくり等……………61
本立シニア会（西之表市） | |
| ○ 独居高齢者世帯への訪問見守り活動など……………62
川東見守り隊（鹿屋市） | |
| 2 生活困窮者への支援 | |
| ○ フードドライブの実施……………63
社会福祉法人喜界町社会福祉協議会（大島郡喜界町） | |
| 3 権利擁護の推進 | |
| ○ 薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センターの活動……………65
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会（薩摩川内市） | |
| 4 福祉のまちづくりの推進 | |
| ○ 鹿児島県ご近所支え合いマップセンター（かごしまップ）の開設……………67
社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会（鹿児島市） | |
| ○ 「小さな福祉のまち」を目指しすべての区民が安心して暮らし続けるための住民主体の支え合いの仕組みづくり……………69
西之表市古田区会（西之表市） | |

5 その他の支援

(就労支援)

- 雇用を通じての障がい者の社会参加と自立支援の取組……………71
町田酒造株式会社（大島郡龍郷町）
- 公的職業訓練（ハロートレーニング）の実施……………73
株式会社コルテーヌ（鹿児島市）

(居住支援)

- 連帯保証人提供事業の実施……………74
NPO法人やどかりサポート鹿児島（鹿児島市）

II 福祉を支える担い手づくり

地域住民等の福祉活動への参加促進

- かごしまおもいやりネットワーク事業の展開……………75
鹿児島県社会福祉法人経営者協議会（鹿児島市）

III 地域福祉の推進を支援

包括的な支援体制の構築に対する支援

- 行政に頼らない住民自治による地域づくり……………77
鹿屋市柳谷町内会（通称：やねだん）（鹿屋市）
- 校区の多様な主体の連携・協力による主体的な地域課題解決の取組…78
松原なぎさ校区コミュニティ協議会（始良市）
- 高齢者・子育て・地域福祉等総合的なサポートを通じた地域貢献……79
NPO法人地域サポートよしのねぎぼうず（鹿児島市）
- 地域課題解決のための支援員登録制度など……………81
泉ヶ丘きばいもんそ会（鹿屋市）
- 住民総参加による共生・協働の農村（むら）づくり……………83
中津川区公民館（薩摩郡さつま町）
- 住民総参加による共生・協働の農村（むら）づくり……………85
高山地区公民館（日置市）

【取組事例】高齢者等の買い物支援「ドライブサロン」

1 団体名

高隈地区コミュニティ協議会（鹿屋市）

2 取組に至った経緯

平成27年7月に設立された高隈地区コミュニティ協議会では、5つの部会が中心となって地域活性化や困りごとの解決に向けた取組を模索する中、交通手段がなく買い物に困っている高齢者等を支援する取組がスタートしました。

3 取組の内容

- ・ 高齢者等の買い物支援のため、毎週水曜日、高隈地区内の自治会と市街地の大型スーパー間を、社会福祉法人の協力により、バスによる送迎を行っています。
なお、利用者の負担は無料となっています。
- ・ 高隈地区コミュニティ協議会と社会福祉法人、市社会福祉協議会の3者が協働して実施しており、高齢者等が外出するきっかけづくりになっています。

4 メリットや実感している効果

- ・ バスの中では会話が弾み、笑い声が絶えません。ドライブサロンはただ外出に便利だけでなく、地域の情報交換や安否確認など、住民同士の絆を深める機会にもなっています。



【取組事例】 独居高齢者への声掛け，見守り活動他

- 1 団体名
温泉なごみ会（薩摩川内市）
- 2 取組に至った経緯
昭和49年「鶴寿会」として高齢者の交流サロンを目的に活動を開始し，現在，地域の見守り活動等を行っています。
- 3 取組の内容
 - ・ 十五夜の綱引き大会開催による伝承芸能の継承
 - ・ 夏休みを利用した小学生との交流会や登校時のあいさつ運動などの児童・少年の健全育成活動
 - ・ 独居老人への声掛け，見守り活動
 - ・ ゲートボールやペタンクなどのスポーツ大会への参加による健康増進活動
- 4 メリットや実感している効果
 - ・ 会員で病気したり，寝込んで活動が出来なくなったとの声を聞くことがないほど，会員の皆さんが元気に活動されています。
 - ・ 高齢者の交通事故が発生していません。



【取組事例】 地域住民の健康増進、高齢者の生きがいづくり等

1 団体名

本立シニア会（西之表市）

2 取組に至った経緯

地域に生きがいづくり等の活動を実施している団体がなく、地域に元気がなかったという状況を変えるために設立。地域の中心となり、他の団体と協力して、地域の問題解決を目指しています。

3 取組の内容

- ・ 元気度アップ体操、ウォーキング、グラウンドゴルフの開催による健康増進及び高齢者の生きがいづくり
- ・ 定期的な地域の独居高齢者宅等の訪問活動
- ・ 花植え、ゴミ拾い等の地域の環境保全活動
- ・ 地域の児童とのグラウンドゴルフ大会による世代間交流

4 メリットや実感している効果

- ・ 80歳を過ぎた方が50メートル先のグラウンドゴルフのホールまで打てるようになりました。
- ・ 「100歳までこの状態」でと前向きな生活に取り組んでいます。
- ・ 話好きになり、みんなの前で喋ることができるようになりました。
- ・ グラウンドゴルフ場の「花がきれい」と言われるようになりました。



【取組事例】独居高齢者世帯への訪問見守り活動など

1 団体名

川東見守り隊（鹿屋市）

2 取組に至った経緯

高齢化が進む中一人暮らしの高齢者も多く、孤独死を出したくないという思いから、平成24年5月から社会福祉協議会と話し合いを始め、平成24年11月に発足しました。

3 取組の内容

- ・ 独居高齢者，高齢夫婦，障害者世帯等支援が必要な世帯への訪問見守り活動
- ・ 市社会福祉協議会，地域包括支援センターとの定例会を開催し，見守り活動に対する意見交換を実施
- ・ 町内会と連携した防火訓練の実施
- ・ 花植，草払い，樹木栽培等の環境保全活動

4 メリットや実感している効果

約10年間，孤独死が発生していないことが挙げられます。

また，町内の活動を通じて，健康づくりや世代間交流，住環境の維持，文化財の保全などができています。



【取組事例】 フードドライブの実施

1 団体名

社会福祉法人喜界町社会福祉協議会（大島郡喜界町）

2 取組に至った経緯

「所持金がない」、「何日も食べていない」等、緊急的に「食」の支援を必要としている家庭から相談があっても、当会内で食品の保管はなかったので、職員が購入して支援するしか方法がありませんでした。

日頃から食品を保管しておいたら、必要としている家庭へすぐに支援することができるのではないかと感じ、フードドライブ（家庭で余っている食品を寄付してもらい、「食」の支援を必要としている団体や個人に無償で提供する活動）の実施に至りました。

3 取組の内容

平成29年度から取組を開始し、平成29年度に1回、平成30年度に1回、町内全戸配布の「社協だより」の中で、フードドライブの目的と家庭で使う予定のない食品の提供を呼びかけ、これまでに、お米、そうめん、カップラーメン、缶詰、しょうゆ等の調味料、飲料水等が提供されました。集まった食品は当会で保管し、「食」の支援を必要としている家庭へ無償提供しています。

4 メリットや実感している効果

「今日食べるものがない」という相談があった場合に、フードドライブで提供して頂いた食品があることで、迅速に対応することができ、また、災害時の備蓄としても活用することができます。

取組を始めて1年ほどで、品数は十分とはいえませんが、今後町民の皆様にさらに周知していけるよう、活動を続けていきたいと考えています。

【取組事例】 薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センターの活動

1 団体名

社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会（薩摩川内市）

2 取組に至った経緯

成年後見制度の普及や市民後見人の養成を行うためには、まず社会福祉協議会自体が成年後見制度のことを知る必要があります。法人後見事業への取り組みが必須であると考え、普及・啓発とともに、地域の「権利擁護」について一体的な取り組みができるようセンターの設立に至りました。

3 取組の内容

○ 制度の普及啓発 権利擁護シンポジウム

成年後見制度の普及のみならず、社会における権利擁護を意識したテーマでシンポジウムを開催しています。（精神障害者の社会復帰、意思決定支援など）

○ 市民後見人の養成とフォローアップ研修

薩摩川内市は平成23年度から「市民後見人」を養成する取り組みを始め、平成27年度からは、薩摩川内市社会福祉協議会が市の委託を受けて実施しています。

講座修了生を対象としたフォローアップ研修への参加や法人として受任する被後見人等の支援員など様々な事業に御協力いただき、今後さらに活躍場面を広げる事も私たちの役割として求められています。

○ 日常生活自立支援事業の実施、法人後見の受任

薩摩川内市社会福祉協議会では、判断能力に不安のある方の支援を行っています。

- ・ 日常生活自立支援事業 99名
- ・ 法人後見事業 15件（平成31年1月末現在）

疾病や障害にかかわらず、その人らしい生き方が実現できるよう意思決定支援への取り組みを含め、支援に向き合っています。

4 メリットや実感している効果

- 判断能力に不安のある方への支援について、継続・安定的に提供することができます。

- 社会福祉協議会のもつネットワークを生かし，更には事業単位の壁を越え，地域の「権利擁護」において一体的に取り組む事が出来ます。
- 権利擁護の普及・啓発活動が，「意思決定支援の事例検討会」の開催につながる等，地域課題への新たな取り組みとして波及しています。



権利擁護セミナーの様子



市民後見人養成講座修了式集合写真

【取組事例】 鹿児島県ご近所支え合いマップセンター（かごしマップ）の開設

1 団体名

社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会（鹿児島市）

2 取組に至った経緯

- ・ 支え合いマップ（住民や関係者からの聞き取りの中から、住民の関わり合いを線で結びながら、支援の必要な方や地域の取り組み課題を抽出した地図）は、埼玉県の住民流福祉総合研究所の木原孝久先生が考案されたもので、本会では、平成22年度から作成の支援やインストラクターの養成を行ってきました。
- ・ 支え合いマップづくりを地域の福祉課題を抽出する手法として、より一層の普及・啓発を図るため、平成30年8月1日当センターを開設し、地域住民や市町村社会福祉協議会、関係機関の要請に応じ、「支え合いマップづくり」の講習・実演・助言等を行っています。

3 取組の内容

- ・ 支え合いマップづくりやマップ研修の実施を通じて、困りごとを抱える住民に対して、住民同士が状況を把握し、住民ができる範囲の中で、困りごとの解決策を検討し、地域活動につなげていくことを支援します。
- ・ 「支え合いマップ」を通して、高齢・障害・児童等の各分野に係る要支援者と地域の関わり合いを確認し、福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員など）による実践（計画作成等）につなげることを支援します。

4 メリットや実感している効果

- ・ 支え合いマップを通じて、地域のつながりを再確認するとともに、地域課題を抽出することで、効率的な福祉のまちづくりに資することができます。
- ・ 支え合いマップを通じて、地域における「福祉教育の場」や「語る場」にもなり、地域課題を解決する「きっかけづくり」になります。
- ・ 支え合いマップを通じて、支援者同士が引き継ぎを行う際のツールとしても活用できます。

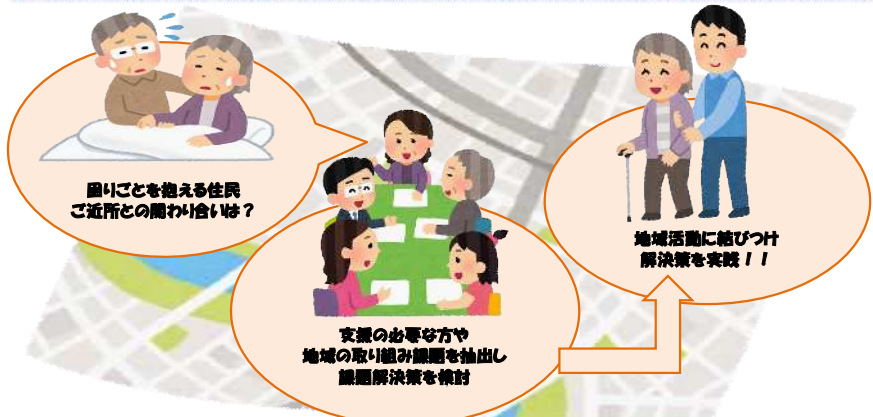


住民流福祉総合研究所 所長 木原氏

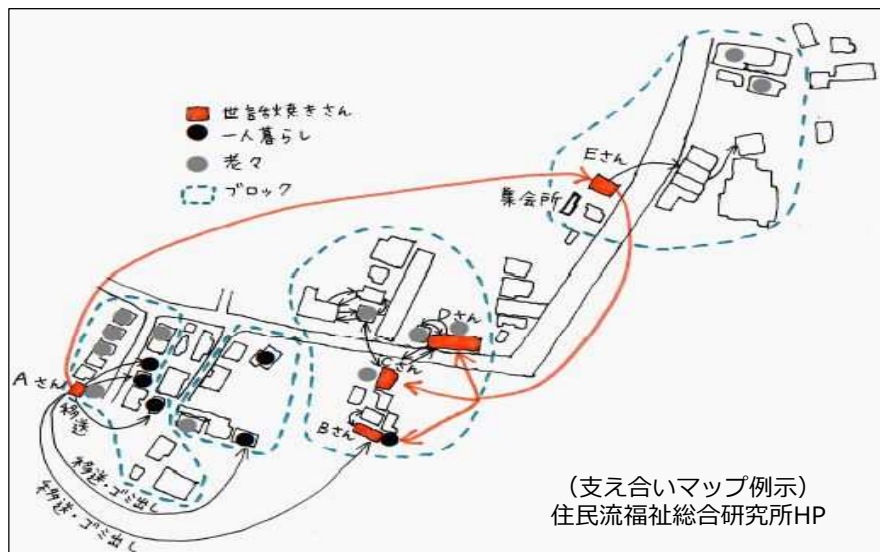


住民との支え合いマップづくり

鹿児島県ご近所支え合いマップセンター (KGSMap:かごしマップ)



支え合いマップから地域のつながりと地域課題の解決を！



【取組事例】「小さな福祉のまち」を目指しすべての区民が安心して暮らし続けるための住民主体の支え合いの仕組みづくり

1 団体名

西之表市古田区会（西之表市）

2 取組に至った経緯

200世帯400名という小さな地域ですが、少子高齢化の波が押し寄せ、中学校の閉校や保育園の閉園、老老世帯や独居世帯の増加、後継者の地区外への転出など古田地区をとりまく環境は悪化し、このままでは安心して暮らせる地域とは言えなくなります。

そこで、古田地区に暮らす一人一人がこの地に生まれてよかった、生活できて良かったと心から思い、歴史と文化が後世へと受け継がれる魅力ある地域でありたいという思いから、古田区会独自の住民主体の支え合いの仕組みづくりに取り組んでいるところです。

3 取組の内容

これまで、次の取組を実施

- ・ 各種団体が連携しながら、多世代交流拠点の整備や基盤づくり
- ・ 放課後児童クラブ（古田っ子クラブ）の立ち上げ
- ・ 高齢者世帯の現状を調査し、7つの集落ごとに「地域支え合いマップの作成」
- ・ 「見守り隊」を発足し、古田地区内全世帯の見守り活動を展開

現在、これらの活動から見い出された地域住民の困りごとを整理し、見守り活動からさらに一歩踏み出し、古田地区独自の住民主体の支え合いの仕組みづくりに向けて、7集落のうち1つの集落をモデル地区として取り組んでいます。

4 メリットや実感している効果

- ・ 地域住民に相互扶助の精神が生まれ安心して暮らせる地域へと導くことができます。
- ・ すべての区民が地区住民によって見守られ、ボランティアを通じて出郷者も故郷とつながります。

- 支え合いに参加する住民が大きな生きがいを得ることができます。



【取組事例】雇用を通じての障がい者の社会参加と自立支援の取組

1 団体名

町田酒造株式会社（大島郡龍郷町）

2 取組に至った経緯

- ・ 当社の代表取締役社長は、就任前、株式会社鹿児島銀行に31年間勤務していました。銀行の人事部主任調査役時代に知的障がい者を雇用し、銀行業務の一部を担ってもらう部署（かぎんジョブセンター・さわやか）の立ち上げに中心的な役割を果たした経験があり、当社でも同様の取り組みができないかと考えたことがキッカケになりました。
- ・ 特に意識したのは、「当社が障がい者雇用に取り組むことで、同じような取り組みをしてくれる島の企業を1社でも増やし、『障がい者と協働共生する社会』を実現したい」ということでした。
- ・ また、以前から、社会福祉法人三環舎（奄美市）の理事長と顔見知りであったことから、知的障がい者の雇用について気負いなく相談することができ、すぐに両者の意見が一致、「できることから始めてみましょう」ということでスタートしました。

3 取組の内容

- ・ 2017年4月から、障がい者の就業訓練を実施している同法人に当社工場敷地内外の清掃や除草、建物床のワックス掛けや剥離作業、商品製造に関する作業の一部を業務委託しました。
- ・ 業務委託の内容に対する障がい者の皆さんの仕事ぶりは、いたって真面目で、社員とのコミュニケーションも良好であることから、同年7月には新商品や新サービスの共同研究開発、及び商品・サービスの販売支援協力等を目的に、当社と同法人は『業務協力協定』を締結しました。
- ・ 新商品の共同開発の成果として、当社の「すもも酒」と「たんかん酒」のゼリーを開発し、当社直売所、三環舎が運営する障害福祉サービス事業所「夢来夢来（むくむく）」をはじめ、奄美空港内売店、奄美市内・龍郷町内土産店等

で絶賛販売中です。

4 メリットや実感している効果

- ・ 同法人との提携業務に加え、2018年9月からは、あまみ障がい者就業・生活支援センターを通じて、精神障がい者のトライアル雇用にも取り組んでいます。
- ・ 当社には、障がい者のみならず、高齢者や外国人も勤務しており、人材の多様化（ダイバーシティ）により、従業員の社会的意識に変化がみられます。
- ・ そこには、「優しさ」や「思いやり」もあり、「多様な人材が働く中での知恵や工夫」、「相互理解」が生まれつつあり、そのことが企業組織や職場の活性化に繋がっています。
- ・ もちろん、当社に対する社会的評価は高まりつつあり、関心をもって熱い視線が注がれているので、自然と、従業員の誇りやプライドが良い刺激を受けています。



作業風景



作業風景



共同開発した商品

【取組事例】 公的職業訓練（ハロートレーニング）の実施

- 1 団体名
株式会社コルテーヌ（鹿児島市）
- 2 取組に至った経緯
職業訓練の運営・実施を通じて、地域における求職者の就職促進を図ることを端緒としたものです。
- 3 取組の内容
パソコン、CAD、簿記など、仕事に必要な知識・技能を習得するための職業訓練コースを開設し、地域における求職者の就職支援に取り組んでいます。
特に、美容系の分野や、母子家庭の母等を優先とする託児サービス付きの訓練コースを設定するなど、仕事と子育ての両立に向けた支援を積極的に行っています。
- 4 メリットや実感している効果
直近の3年間において、訓練修了者の8割以上が就職しています。



【取組事例】 連帯保証人提供事業の実施

1 団体名

NPO法人やどかりサポート鹿児島（鹿児島市）

2 取組に至った経緯

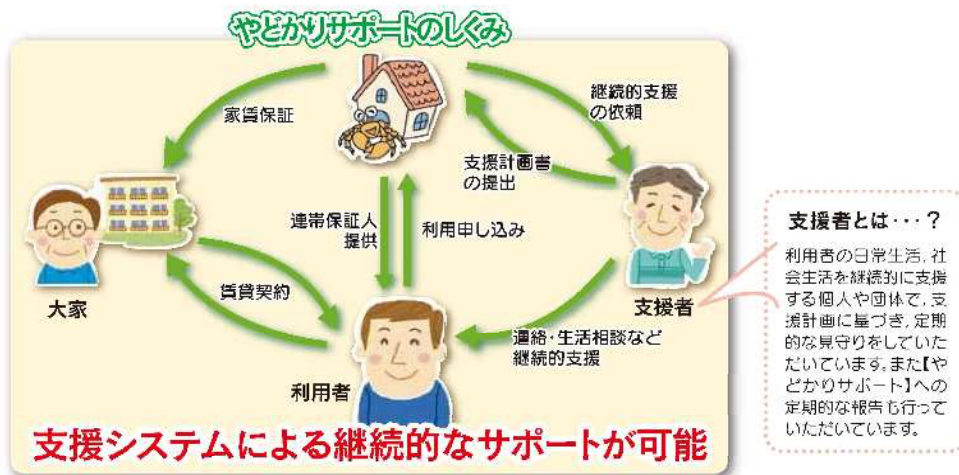
ホームレス支援者と障害者支援者が、共通の課題である「連帯保証問題」を解決することを目指して、2007年（平成19年）にNPO法人を設立しました。

3 取組の内容

障害、貧困等の社会生活上の困難が原因で連帯保証人となる方がいないために賃貸住宅に入居できない方々に対して、賃貸借契約時に連帯保証人を提供するとともに、賃貸住宅入居時及び入居後に発生する様々な問題に対して、総合的な入居支援事業を実施しています。

4 メリットや実感している効果

生活困窮者や障害者等の居住の安定確保につながっています。



【取組事例】 かごしまおもいやりネットワーク事業の展開

1 団体名

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会（鹿児島市）

2 取組に至った経緯

少子高齢社会が進む中、私たちが生活する地域においては、核家族化の進展や単身世帯の増加とともに、家族のつながりも希薄化してきており、家族や地域の助け合い機能は縮小する傾向にあります。こうした地域社会の変容から様々な生きづらさ暮らしづらさを抱え、経済的困窮のみならず社会的に孤立して、「制度の狭間」で支援を必要としている方々が増えています。このような地域課題に対して、当協議会は多くの社会福祉法人が連携し、地域の福祉関係者との協働の取組として、さらには社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組」として当事業を開始しました。

3 取組の内容

当協議会が県内の社会福祉法人や県・市町村社会福祉協議会、地域住民の事情や福祉ニーズ等に精通している民生委員及び児童委員等と連携・協働し、福祉課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に、社会福祉法人の持つ機能・ネットワーク・資源を地域で生かしながら、次の事業を展開しています。

○ 相談支援

様々な生活課題を抱えている方々に対して、社会福祉法人〈社会福祉施設及び社会福祉協議会〉に所属する相談員及びコミュニティワーカーが、相談事例に応じて自らの施設の施設長及び関係機関・地域の民生委員等と連携・協働（情報交換）し、公的制度へつないだりしながら、自立に向けた支援を行います。

○ 経済的支援〈現物支給〉

この支援活動は、コミュニティワーカーによって行われるもので、公的制度や福祉サービス等が受けられず、即ち「制度の狭間」でひっ迫した生活困難状況にあり、『今日食べるものがない』、『電気が止められてしまう』等々に対して、経済的支援によって、公益的支援制度につながったり、

就業や自立が見込まれる場合に、参加法人の施設長等管理者の決裁により拠出金から現物給付を行います。

なお、この際コミュニティワーカーが必ず同行支援を行っており、現金支給は行っていません。

4 メリットや実感している効果

鹿児島県内には500を超える社会福祉法人があります。この多くの法人が事業の趣旨に賛同してネットワークが構築されれば、「制度の狭間」で困窮している方々に救援の手が差し伸べられると思います。今年度は発足1年目で、参加法人数は決して多いとは言えませんが、根気よく続けていけば支援の輪は広がっていくと信じています。平成30年12月末現在、相談事例は40数件、経済的支援〈現物支給〉事例は20数件となっており、特に経済的支援によって、窮状から脱することができたという事例報告は、事業を発足させた意義があったことを実感するものです。



相談員・コミュニティワーカー養成研修会

私たちの社会福祉法人は
地域貢献活動に取り組んでいます。

かごしまおもいやり
ネットワーク事業

相談窓口

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

【取組事例】 行政に頼らない住民自治による地域づくり

1 団体名

鹿屋市柳谷町内会（通称：やねだん）（鹿屋市）

2 取組に至った経緯

「行政に頼らないむらおこし」をキーワードに、「集落に補欠無し」「感謝が感動を生み、行動につながる」の理念のもと全員参加の地域おこしを進めており、自主財源の確保の取組と住民への還元活動を継続して実施しています。

3 取組の内容

- ・ 住民総出で地域活性化「地域のことは自分たちで」
- ・ 土着菌の製造・販売や住民が育てた芋でオリジナル焼酎づくりなどコミュニティビジネスによる自主財源の確保
- ・ 収益は、緊急警報装置の設置やシルバーカート（手押し車）の貸与などの高齢者福祉対策や、寺子屋による地域の子ども学習指導などの青少年育成対策として住民に還元
- ・ 高齢者の健康づくりのために高齢者サロンでのころばん体操の実践や、医療機関と連携して健康診断バスを定期的に運行

4 メリットや実感している効果

- ・ 地域活動に参加することで、高齢者の生きがいづくり、健康づくりにつながっています。
- ・ 地域一体となった子育てにより、「やねだんで子育てしたい」と、Uターンの増加につながっています。



住民総出でさつまいもの収穫



ころばん体操

【取組事例】 校区の多様な主体の連携・協力による主体的な地域課題解決の取組

1 団体名

松原なぎさ校区コミュニティ協議会（始良市）

2 取組に至った経緯

平成27年4月、松原なぎさ校区コミュニティ協議会を設立。

校区が抱える高齢化の進行等による課題について、校区内の自治会や団体、行政と連携を深めながら、安全・安心な理想の地域づくりを目指し、活動が始まりました。

3 取組の内容

- ・ NPO法人Lかごしまとの協働による、空き家を活用した交流拠点「ひまわりハウス」での高齢者等を対象としたイベントや認知症予防等のワークショップの開催
- ・ 子どもの学習支援のための「なぎさ未来塾」、子どもや一人暮らしの高齢者に食事を提供する「ひまわりハウスわいわい食堂」の開催

4 メリットや実感している効果

- ・ NPO法人等との連携により、それぞれの主体の特性や強みを組み合わせることで、活動の効果が高まっています。
- ・ ひまわりハウス活動などを通して、地域住民自らが積極的に運営に関わるなど、住民が主体的に地域課題解決に向けて取り組もうとする意識が広がりつつあります。



認知症予防講座



ひまわりハウスわいわい食堂

【取組事例】 高齢者・子育て・地域福祉等総合的なサポートを通じた地域貢献

1 団体名

NPO法人地域サポートよしのねぎぼうず（鹿児島市）

2 取組に至った経緯

鹿児島市吉野地域は、鹿児島市のベッドタウンとして、人口は4万9千人を数え、生産人口の増加に伴い子ども達が増加している地域です。住民の交流やコミュニティがままならない状況も増え、空き巣や不審者による声かけなど、事件・事故や交通事故も多発しており、これまでにない不安な現状があります。そこで、私たちの住む地域が「ひと」と「ひと」があたたかく行き交うまちとなり、各々が持てる力を出し合うことで様々な事業を展開し、また住民の手で地域を守り活性化し、次世代に繋いでいく。まさに総括的に地域を見据え、住民相互のネットワークを図って、地域を総合的にサポートしていくことといたしました。

3 取組の内容

高齢者や子育ての生活支援，社会福祉，地域の情報の収集，発信，芸術や文化意識の高揚，地域の安全，地域福祉など，現代の地域住民のニーズに沿った活動を展開し，コミュニケーションを図りながら，発展的に「ひと」が豊かに輝くまちづくりの推進に寄与し，地域に貢献しています。

(本体事業)

- ・ 結ねっとよしの（高齢者・子育て生活支援等）
掃除・買い物・調理・病院付き添い等
- ・ あおぞら訪問給食配達委託（高齢者支援，安否確認）
ろうけん青空より昼食・夕食の訪問給食配達
- ・ よしのっ子地域塾（青少年育成）
地域伝統芸能「吉野兵六どん」の確立（吉野兵六狂言同好会として活動）
- ・ やまぼうし（地域福祉）
弁当宅配／高齢者向け弁当（注文に対応）

(地域事業)

- ・ 吉野おげんきかい（地域自主防犯・防災・交通安全事業）

青パト隊・徒歩パト隊通年パトロール，高齢者・新入学時交通安全教室等

・ 吉野兵六会（地域文化の創造）

吉野を舞台とした鹿児島県の三大民話「大石兵六夢物語」を通して、伝統的文化の維持向上を図り、地域住民の交流親睦を深め、青少年健全育成、福祉の向上並びに地域活性化に寄与することを目的とする。（吉野兵六ゆめまつり・よしの兵六歴史街道ウォーク・心岳寺詣り等）

4 メリットや実感している効果

活動を始めて14年が経過します。吉野地域は人口が益々増加傾向にある中、人が共生しながら自分の持っているものを生かして、地域に貢献できるシステムづくりに努めてきました。

人が助け合う地域福祉、自分たちの地域は自分たちで守る地域の安心安全、人が協働して文化を構築するまちづくり等を基盤に地域おこしにつながっています。地域の人々が地域に関心を抱いて、目を向け、地域の相互的な人材育成が、コミュニティの中で実践できていることを実感しています。

今後とも吉野の活性化にさらに寄与して精進していきたいと思っています。



結ねっとよしの



よしのっ子安全教室

【取組事例】 地域課題解決のための支援員登録制度など

1 団体名

泉ヶ丘きばいもんそ会（鹿屋市）

2 取組に至った経緯

3年前に市営住宅で孤独死があり、二度とそんな人を出したくないと町内会長はじめ10名で「見守り隊」を結成。見守りだけでなく、ちょっとした困り事の支援も行っており、65歳以上の高齢者に有償ボランティアのニーズ調査を実施。約9割の方が利用したい意向がわかり、話し合いを開始しました。コーディネーターらで約1年間（20回以上）協議した結果、平成30年5月「泉ヶ丘きばいもんそ会」が発足。支援員は11歳から80歳以上の方まで合計14名。11歳の支援員は、高齢者の代わりにゴミ出しの手伝いをした時、1,000円もらったことがきっかけで、親と相談し、親子で一緒に入会しました。

3 取組の内容

- ・ 登録料（初回のみ）は、町内会員は300円、町内会未加入者は600円で、利用者は事前に1冊1,000円の「たすけあい券」を購入します。
- ・ 30分程度のお手伝いは300円、1時間程度のお手伝いは600円で必要な時にきばいもんそ会に連絡を入れると、事務担当者が支援員に連絡し、支援が可能な隊員が手伝いに赴きます。
- ・ 毎月の定例会を締め日とし、定例会にて報告し、支援員に活動費を支給します。

※ 支援員は15名、利用者は12名が登録（H29.11）

4 メリットや実感している効果

- ・ 無理のない程度の安価な料金が決まっているため、頼む側も頼まれる側も、お礼など気を遣わないで済みます。
- ・ 町内会で実施するため、見守りに繋がったり、身近な支援員のため、安心感があり、依頼しやすく、また、関わりのなかった同士もこの活動を通し知り合え、新たな担い手育成にも繋がっています。
- ・ 町内会員と会員未加入者の登録料に差を設け、加入のメリットを提示して、町内会へ加入してもらおうねらいもあり

ます。

- ・ 深刻化する少子高齢化社会に向け、地域での助け合いが広がらないと、介護難民や孤独死が増加してしまうため、この活動の必要性を理解する他の町内会（2・3か所）から実施したいとの意向を聞いています。



【取組事例】住民総参加による共生・協働の農村(むら)づくり

1 団体名

中津川区公民館（薩摩郡さつま町）

2 取組に至った経緯

地区の高齢化，人口減少を背景に，住民総参加による「地域づくり活性化計画」を策定し，「みんなで力を合わせ，元気で住みよい地域づくり」を目標に，伝統芸能の復活・継承，農業振興，住民が快適に暮らせる生活環境づくりを実践しています。

3 取組の内容

(1) 高齢者の知識・技術の伝承による地域伝統芸能の復活

- ・ かつてこの地を治めていた島津歳久公（通称「金吾様」）を祀る大石神社に伝統芸能「金吾様踊り」を奉納することで，郷土愛や地域への誇りを育んできました。昭和30年以降途絶えていた「大念仏踊り」を高齢者の協力により復活させたことで地域が活性化しています。
- ・ 踊りの継承に必要な自主財源を確保するため，子どもから高齢者まで総出で，さつまいもを植付け，収穫し，焼酎「金吾さあ」の製造・販売に取り組んでいます。

(2) 朝市を拠点とした直売・交流活動（高齢者のいきがづくり）

- ・ 地域の子どもから高齢者まで一同に集う場づくりと地域内外の交流を図るため，平成23年から「なかつこ日曜朝市」を開設し，平日も常設の無人販売所として利用されています。高齢者自らが生産した野菜や加工品の販売に取り組むことで，収入確保やいきがづくりにつながっています。

(3) 農業生産を継続する体制づくり

- ・ 農作業受託組合による高齢農家等の田植えや稲刈り等の農作業受託や青年組織による水路清掃，草刈りなどの作業支援等により，地域ぐるみで農業が継続できるしくみが定着しました。

(4) 地域ぐるみでの高齢者の見守り活動と生活支援

ア 「きょうも元気」，黄色旗の取組

- ・ 独居高齢者が「元気」であれば、玄関先に黄色旗を立てる「安否確認」の取組を実施しています。

イ 地域住民で支え合う「公民館葬」

- ・ 弓之尾集落では、遺族の負担軽減と交通手段を持たない高齢者が参加しやすいように、公民館葬を実施しています。公民館のバリアフリー化にも取り組み、高齢者をはじめ、住民が参加しやすい環境の整備に取り組みました。

4 メリットや実感している効果

- ・ 伝統芸能の復活・継承活動や朝市の開設をきっかけとして、地域の高齢者の活躍の場が広がり生きがいづくりにつながっています。
- ・ 子ども、青壮年、女性の活動も活発化し、世代を超えて地域の絆が強まり、高齢者も含めた地域活性化や農業振興につながっています。
- ・ 農業面、生活・文化面の様々な活動が活発化することで、若者のU I ターンにつながっています。



61年振りに復活～稚児舞



住民総出で焼酎用さつまいもの植付

【取組事例】 住民総参加による共生・協働の農村(むら)づくり

1 団体名

高山地区公民館（日置市）

2 取組に至った経緯

地区の高齢化，人口減少を背景に，平成20年に旧自治会合同で「第1次高山地区振興計画」を策定し，平成22年3月に各自治会の連携を図るため，「高山地区公民館」が発足しました。平成25年，地区住民全員が会員となる「NPO法人がんばろう高山」を設立し，農業の振興や高齢者の外出支援等を実践しています。

3 取組の内容

(1) 守り継がれている美しい棚田の農業生産活動

- ・ 明治後期に開墾された尾木場集落の棚田は，集落の田守人により，約120年その美しい景観が保全されており，平成25年度からは，高齢化等により，耕作者のいなくなった棚田を「NPO法人がんばろう高山」が作業受託することで，地域ぐるみで営農が継続できる体制を構築しています。

(2) 交流イベントでの集落住民の活躍の場の創出

- ・ 地区全体を元気にしようと思った「高山ふるさと秋まつり」では，集落住民が指導者となって，歴史や技を伝承しながら都市住民との交流を図っています。

また，地域農産物販売では，高齢農家等の協力による多くの品揃えが人気となっています。

住民総出で取り組む秋まつりは，豊富な知識や技術を持つ高齢者を含めた地域の人材と資源の最大限の活用の場となっています。

(3) 高齢者を地域ぐるみで支えるしくみづくり

ア 買い物等の交通手段を支援

- ・ 「NPO法人がんばろう高山」を中心に，高齢者の買い物や温泉ツアー等の社会参加の支援に向けた区内運送サービスを始めています。
- ・ 車の運転が難しくなった高齢者等の農産物を週2回集荷し，市内の直売所へ出荷しています。

イ 食事や健康づくり支援

- ・ 地元食材を活用した公民館婦人部手作り弁当の高齢独居世帯への配達や高齢者向けの健康教室を開催するなど、福祉の充実に取り組んでいます。

ウ 高齢者の技術を活用した世代間交流の実施

- ・ 高齢者の持っている能力を生かした世代間交流を図るため、「郷土の味」を伝承する「郷土料理教室」を開催しています。

4 メリットや実感している効果

- ・ 棚田を中心とした農業振興や各集落の特徴ある資源を生かした「高山ふるさと秋まつり」の開催等、継続的な都市農村交流を実施し、地域の高齢者の活躍の場や生きがいづくりにつながっています。
- ・ 集落住民全員が参加するNPO法人の設立により、安定した事業運営や高齢者の福祉の充実が図られ、「誰もが住みよい農村づくり」が進んでいます。



棚田での米作り体験を支援



NPO法人による高齢者の外出支援

【資料編】

1 鹿児島県地域福祉支援計画における成果指標一覧

	項目	現状	目標
1	地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画に基づき実施している市町村数	30市町村 (H30.9)	全市町村 (2020年度)
2	認知症サポーターの養成数	157,123人 (H30.9)	180,000人 (2020年度)
3	認知症疾患医療センターの数	10か所 (H30年度)	12か所 (2020年度)
4	生活支援コーディネーターや協議体等の活動を通じ、日常生活支援のための具体的な資源の開発や拡充が行われている市町村数	28市町村 (H30.9)	全市町村 (2020年度)
5	地域生活支援拠点等の数 ※ 障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点	1か所 (H29年度)	7か所 (2020年度)
6	福祉施設入所障害者数	3,420人 (H28年度)	3,351人 (2020年度)
7	保育所待機児童数	354人 (H29年度)	0人(※1) (2019年度)
8	放課後児童クラブ待機児童数	259人(～小3) 437人(～小6) (H30年度)	0人(※1) (2019年度)
9	周産期死亡率(出産千人対)	4.1 (H27年)	3.3以下 (2023年度)
10	新生児死亡率(出生千人対)	1.1 (H27年)	0.8以下 (2023年度)
11	乳児死亡率(出生千人対)	2.6 (H27年)	2.1以下 (2023年度)
12	小児死亡率(15歳未満人口10万人対)	26.6 (H27年)	25.7以下 (2023年度)
13	訪問診療を実施している医療機関の割合	30.7% (H27年度)	35.7% (2023年度)

14	延長保育事業の受入可能者数	27,015人 (H29年度)	28,107人 (2019年度)
15	病児保育事業の延べ受入可能者数	45,037人 (H29年度)	40,941人(※2) (2019年度)
16	地域子育て拠点の設置か所数	102か所 (H29年度)	97か所(※2) (2019年度)
17	保育の質の向上のための研修総受講者数	732人 (H29年度)	450人(※2) (2019年度)
18	圏域ごとの保健，医療，福祉関係者による協議（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議）	—	7か所 (2020年度)
19	気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合	8.8% (H28年度)	7.7% (2022年度)
20	自殺死亡率（人口10万人対）	19.0 (H27年度)	14.9以下 (2023年度)
21	刑法犯検挙者中の再犯者数	947人 (H29年)	757人 (2023年)
22	地域福祉計画を策定している市町村数	19市町村 (H30年度)	全市町村 (2023年度)

(※1) 7, 8については、2019年度に策定する「かごしま子ども未来プラン2015」の次期計画で目標数値が変更された場合、この計画に掲げた目標についても読み替えるものとします。このほか、「県高齢者保健福祉計画」や「県障害者計画」等の各分野の個別計画に定められた目標数値が変更された場合、同じく読み替えるものとします。

(※2) 15～17については、平成30年3月時点で既に目標値を超えていますが、さらに増やすように努めます。

2 用語説明

あ

- ICT<アイシーティ>（掲載ページ：48）
情報通信技術のこと。情報通信分野の機械や装置に関する技術からそれらを活用する技術まで広い概念で使用。

う

- ウェブアクセシビリティ（掲載ページ：36）
障害者や高齢者等，ホームページなどの利用になんらかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて，誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

え

- SNS<エヌエヌエヌ>（掲載ページ：43, 47）
Facebook（フェイスブック），Twitter（ツイッター），LINE（ライン），Instagram（インスタグラム）など，インターネット上で人と人とのつながりを維持・促進する様々な機能を提供するサービス。
Social Networking Serviceの略

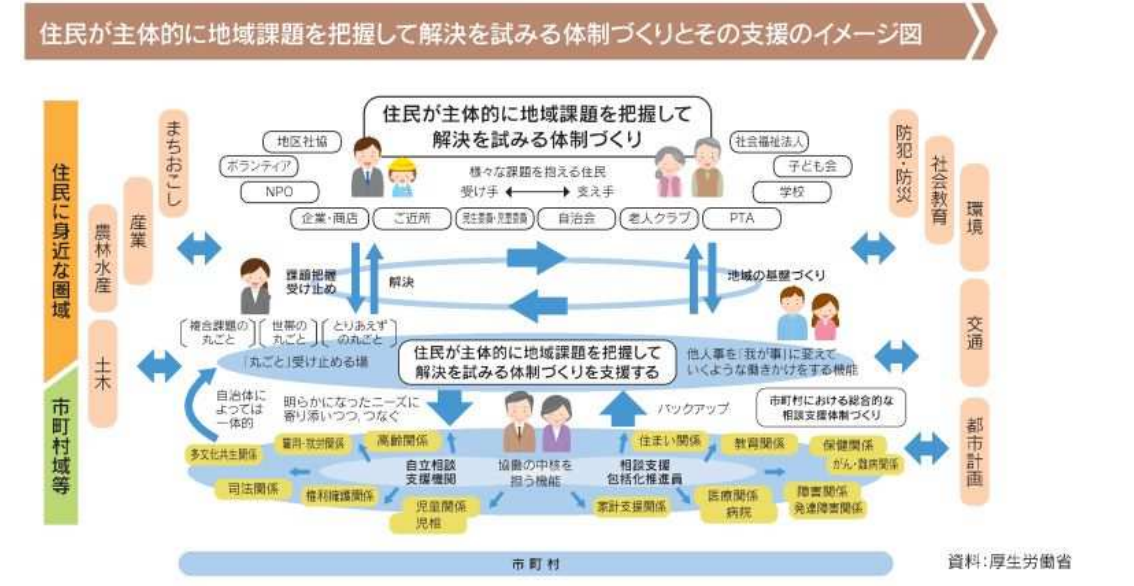
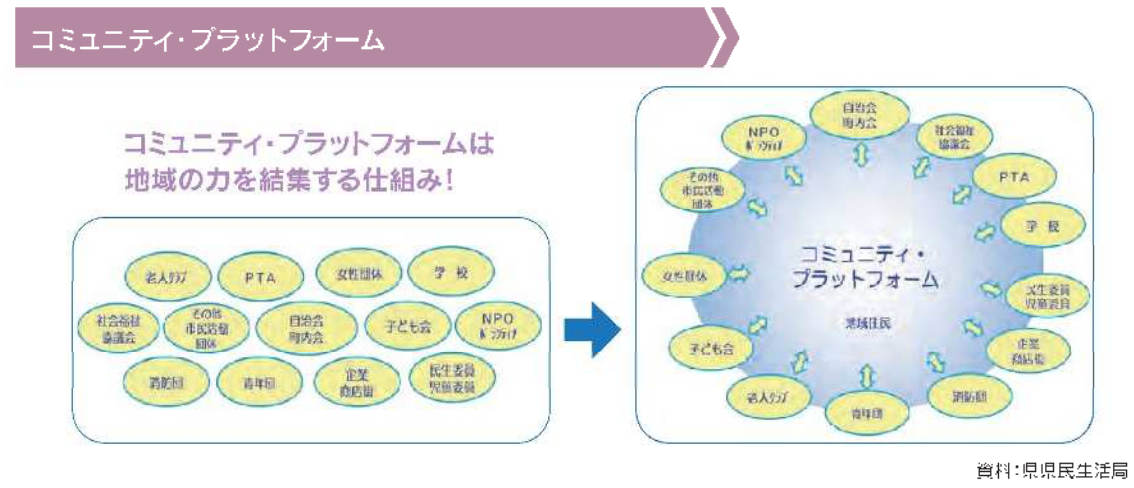
き

- 基幹相談支援センター（掲載ページ：53）
地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し，地域の実情に応じて相談支援事業者への専門的指導，助言等の業務を行う。
- キャラバン・メイト（掲載ページ：18）
キャラバン・メイト養成研修を修了し，「認知症サポーター養成講座」の講師となる人

こ

- 子育て支援員（掲載ページ：50）
都道府県又は市町村が実施する研修（基本研修・専門研修）を修了し，保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で，必要な知識や技術等を習得したと認められる方のことで，受講修了者は，全国共通の子育て支援員として認定される（国家資格ではない）。

- 子育て世代包括支援センター（掲載ページ：53, 55）
 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供し、切れ目ない支援を実施するワンストップ拠点。妊産婦等の状況を継続的に把握し、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう支援する。
- コミュニティ・プラットフォーム（掲載ページ：52）
 市町村の区域を、小学校区などの一定の区域に分け、地域の住民代表的な組織をつくり、そこに財源や権限を移譲し、自主的な地域課題解決活動を推進していく住民自治の組織手法



出典：かごしま未来創造ビジョン

さ

- 支え合いマップ（掲載ページ：36）
地域の「気になる人」（支援を必要とすると考えられる人）とその人への住民の関わりをマップ（地図）に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の不足している状況を把握し、その地域の取り組み課題を抽出するもの
- サービス付き高齢者向け住宅（掲載ページ：40）
高齢者が安全に安心して居住できるよう、バリアフリー化され、安心できる見守りサービスの利用が可能な高齢者向け賃貸住宅

し

- 市町村障害者虐待防止センター（掲載ページ：11）
障害者本人や養護者、周囲の人からの障害者虐待に関する疑問や悩みなどの相談を受け付け、また、家庭や職場、障害者福祉施設などの場で、障害者虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けている障害者本人からの届出を電話や窓口などで受け付ける市町村に設置された機関
- 指定緊急避難場所（掲載ページ：41）
津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けたもの
- 指定避難所（掲載ページ：41）
災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するもの
- 終身建物賃貸借制度（掲載ページ：40）
高齢者が賃貸住宅に安定的に居住することができる仕組みとして、高齢者の居住の安定確保に関する法律に設けられた制度。終身建物賃貸借事業の認可を受けた賃貸住宅については、借地借家法の特例として、高齢者（60歳以上の方）が終身にわたって賃貸住宅を賃借する契約（終身建物賃貸借契約）を結ぶことができる。

- 障害者権利擁護センター（掲載ページ：11, 32）
障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待に関する通報又は届出の受理，市町村相互間の連絡調整等，障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を行う機関
- 障害者就業・生活支援センター（掲載ページ：39）
雇用，福祉，教育等の関係機関と連携しながら，障害者の就業並びに，これに伴う生活に関する指導・助言，職業準備訓練のあっせんなど必要な支援を一体的に行う機関
- シルバーハウジング（掲載ページ：40）
高齢者が地域社会の中で自立して，安全かつ快適な生活を営むことができるよう，福祉施策と住宅施策の密接な連携のもとに高齢者の安全や利便性に配慮した設計を行うとともに，福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された公的住宅

す

- スクールソーシャルワーカー（掲載ページ：55）
社会福祉等の専門的な知識や技術を有し，いじめや不登校等様々な課題を抱えた児童生徒等からの相談に対し，福祉等関係機関と連携して，問題の改善・解決に向けて支援を行う者

せ

- 生活困窮者自立支援制度（掲載ページ：13, 19, 29, 30, 41）
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため，生活困窮者に対し，自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援，事業利用のためのプラン作成等）の実施，住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度
- 生活支援コーディネーター（掲載ページ：47, 54）
平成26年の介護保険制度の改正による地域支援事業の包括的支援事業に基づき，高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし，生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築等を行う者

- 成年後見制度（掲載ページ：15, 31, 32）
認知症，知的障害，精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の権利を，成年後見人等を選ぶことで，法律的に支援する制度

そ

- ソーシャルビジネス（コミュニティビジネス）（掲載ページ：52, 54）
環境保護，高齢者・障害者の介護・福祉から，子育て支援，まちづくり，観光等の地域社会の課題解決に向けて，住民，NPO法人，企業など，様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むこと。

ち

- 地域共生社会（掲載ページ：1, 23, 24）
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」，「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し，ともに支え合い，人と人，人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会
- 地域生活定着支援センター（掲載ページ：41）
高齢又は障害を有することにより，福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者が，退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため，その準備を保護観察所と協働し，矯正施設退所者の社会復帰と地域生活への円滑な移行を支援する機関
- 地域包括ケア（掲載ページ：2, 22, 26, 27, 28, 53）
地域の実情に応じて，高齢者等が可能な限り，住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことのできるよう，医療，介護，介護予防，住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

- 地域包括支援センター（掲載ページ：32, 52, 53, 55, 56）
地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、市町村が実施する地域支援事業の包括的支援事業等を一体的に実施するための機関。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の3職種のチームアプローチにより、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを行っている。

に

- 認知症サポーター（掲載ページ：18, 45）
認知症サポーター養成講座を修了した者で、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を見守る応援者をいう。
- 認知症サポート医（掲載ページ：50）
認知症疾患医療センターや地域包括支援センター等の情報を把握し、かかりつけ医からの相談を受け助言等を行う医師
- 認知症疾患医療センター（掲載ページ：26）
認知症の鑑別診断及び身体合併症や周辺症状への急性期対応、かかりつけ医等との連携や地域の人材育成、地域包括支援センターや介護サービス事業者との連携づくりを担う認知症に関する地域の中核的な医療機関

は

- パーキングパーミット制度（掲載ページ：36, 37）
公共施設や店舗などさまざまな施設に設置されている身障者用駐車場の適正利用のため、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度

ふ

- ファミリー・サポート・センター（掲載ページ：39）
地域において、「育児」などの援助を受けたい人と、行いたい人が会員となり、会員同士で支え合う組織で、市町村が設置・運営する。

- 福祉サービス運営適正化委員会（掲載ページ：14, 34, 35）

福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため鹿児島県社会福祉協議会に設置された機関
- 福祉サービス利用支援事業（掲載ページ：14, 31, 32）

認知症高齢者など判断能力が不十分な方々に対して、福祉サービスの利用援助（情報提供・助言、利用手続の援助、福祉サービス利用料の支払い）や日常的金銭管理サービス（年金・手当の受領確認、日常的な生活費の預貯金払戻し、公共料金・税金等の支払い）を行うことにより、自立した地域生活が送れるように支援する制度
- 福祉人材・研修センター（掲載ページ：47）

社会福祉法に基づき、各都道府県が指定した機関で、利用者への福祉サービスの質の向上を目的に、専門的知識・技術や豊かな人間性を備えた質の高い人材の養成のほか、魅力ある職場づくりを推進するため、各種研修等の修了者や福祉業務への就労を希望する方々を福祉人材として登録するとともに、求職者と社会福祉施設等との間で就労をあっせんする無料職業紹介事業や就職面談会、キャリア支援専門員による求職者と求人事業所とのマッチング、無料介護福祉士等届出制度を活用した再就業支援等を行う。
- 福祉避難所（掲載ページ：20, 42）

災害時に、一般の指定避難所では生活することが困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者）が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された避難施設。

なお、福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活可能な避難者は、対象としない。



○ ヘルプカード（掲載ページ：27）

義足や人工関節を使用している方，内部障害や難病の方，または妊娠初期の方など，外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が，周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで，援助を得やすくなるよう，作成されたマーク



○ 民生委員・児童委員（掲載ページ：17, 44）

都道府県知事の推薦に基づいて厚生労働大臣が委嘱し，その任期は3年である。民間の奉仕者として一定の区域を担当し，住民の生活状態を適切に把握し，援助を必要とする者の相談・助言，社会福祉事業経営者と等との密接な連携及び事業活動への支援，福祉事務所，関係行政機関の業務に対する協力の役割を持ち，児童委員も兼ねて児童福祉の推進という任務も持っている。

3 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民，社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は，地域福祉の推進に当たっては，福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉，介護，介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。），保健医療，住まい，就労及び教育に関する課題，福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み，あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し，地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービス提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を經營する者は，その提供する多様な福祉サービスについて，利用者の意向を十分に尊重し，地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り，かつ，保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ，これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 （略）

2 国及び地方公共団体は，地域住民等が地域生活課題を把握し，支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(経営の原則等)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点(注:区市町村が設ける、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点)において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業(注:地域包括支援センターが実施する総合相談・支援事業)
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業(注:区市町村が地域生活支援事業として実施する相談支援事業)
- 五 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業(注:区市町村が地域子ども・子育て支援事業として実施する利用者支援事業)

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括

的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援，地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備，地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行い，必要に応じて，支援関係機関に対し，協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が，地域生活課題を解決するために，相互の有機的な連携の下，その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は，前項各号に掲げる事業に関して，その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には，同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は，市町村地域福祉計画を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに，その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は，定期的に，その策定した市町村地域福祉計画について，調査，分析及び評価を行うよう努めるとともに，必要があると認めるときは，当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は，市町村地域福祉計画の達成に資するために，各

市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げ事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第一項各号（※市町村が行う包括的な支援体制の整備に関する事項）に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

4 鹿児島県地域福祉支援計画策定委員会委員名簿

	所属団体名	役職名	氏名	備考
1	鹿児島県社会福祉協議会	会長	山田 裕章	委員長
2	鹿児島国際大学福祉社会学部	教授	高橋 信行	副委員長
3	鹿児島県医師会	会長	池田 琢哉	
4	松原なぎさ校区コミュニティ協議会	会長	追鳥 嘉正	
5	薩摩川内市	市民福祉部長	上大迫 修	
6	鹿児島県社会福祉士会	会長	久留須 直也	
7	鹿児島県身体障害者福祉協会	理事	黒木 恵子	
8	鹿児島県民生委員児童委員協議会	会長	斉野 繁	
9	鹿児島県保育連合会	会員(保育園長)	酒匂 みゆき	
10	鹿屋市柳谷自治公民館(やねだん)	館長	豊重 哲郎	
11	NPO法人地域サポートよしのねぎぼうず	理事長	永山 恵子	
12	市町村社会福祉協議会連絡協議会	会長	福永 洵	
13	大隅くらし・しごとサポートセンター	センター長	藤原 奈美	
14	鹿児島県老人クラブ連合会	副会長	武藤 ハツ子	

(委員長及び副委員長を除き五十音順・敬称略)

鹿児島県地域福祉支援計画

(平成31年度～平成35年度)

平成31年3月発行

編集・発行 鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
電話：099-286-2841